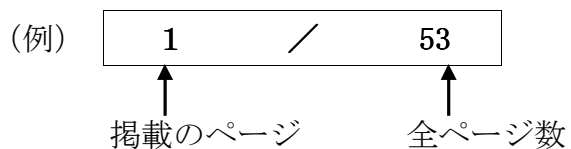


## 目次

※ この目次のページは、ご覧の画面下に表示されるページを表しています。



内 容	ペ ー ジ
1 会議録の様式	2
2 次第	3
3 小金井市男女平等推進審議会発言内容	4 ～ 39
4 当日配布資料 小金井市配偶者暴力対策基本計画（案）	40 ～ 53

# 会 議 録

会議名(審議会等名)		小金井市男女平等推進審議会(平成22年度第1回)
事務局		企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時		平成22年5月17日(月) 午前10時00分～12時00分
開催場所		前原暫定集会施設A会議室
出席者	委員	伊藤智代子委員、宇都宮正騎委員、加藤りつ子委員、佐藤宮子委員 森田千恵委員、井上恵美子委員、加藤春恵子委員、関口修男委員 中澤智恵委員
	事務局	阿部企画政策課男女共同参画担当課長補佐 古谷企画政策課男女共同参画室主任
欠席者		吉田哲三委員
傍聴の可否		(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数		なし
会議次第		別紙のとおり
会議結果		別紙会議録のとおり
提出資料		資料1 小金井市長期総合計画パブリックコメント資料 資料2 小金井市配偶者暴力対策基本計画(案)パブリックコメント資料

第3回小金井市男女平等推進審議会(平成22年度第1回)

平成22年5月17日(月)

午前10時～12時

場所：前原暫定集会施設

1階A会議室

次 第

1 内 容

(1) 男女共同参画の推進について

(2) その他

第3回小金井市男女平等推進審議会（平成22年度第1回）

平成22年5月17日（月）

【佐藤会長】 おはようございます。では、平成22年度になりまして初めての、それで今期の第3回小金井市男女平等推進審議会を始めたいと思います。

傍聴者の方はちょっといないみたいですので。この次はまた対応させていただきたいと思います。

では、議題に入らせていただいてよろしいでしょうか。

じゃ、事務局のほうから報告がありましたらお願いします。

【阿部課長補佐】 では、資料の確認をさせていただきます。男女共同参画室からお配りした資料の確認ですけれども、まず、次第書と加藤（春）委員からいただいた「公民館婦人学級・男女共同参画講座の年表」です。それと第4次基本構想のパブリックコメントの資料、「のびゆくこどもプラン小金井」の概要版ですね。本体は皆さんにお配りするだけありませんので概要版をお配りしました。プランの内容はホームページに載っていますのでご覧ください。あと、議会で再三要請されていたDV対策基本計画の策定について、事務局で素案をつくりましたので、現在、それをパブリックコメントにかけております。その案をお配りしました。

それと、3月末に発行しました情報誌「かたらい」31号、それと「第23回こがねいパレット記録集」ができ上がりましたので、皆さんのお手元にお配りしています。男女共同参画室でお配りした資料については以上です。

その他、委員さんから幾つか資料をいただいてお配りしていますが、井上委員のほうから「父親の育児とそれに対する支援の現状と課題」というレポートですね。それと、性暴力防止のパンフレットのお知らせ、それから父子手帳のサンプルをいくつか持ってきていただいて、後ろの方に並べてありますので、後で皆さんにお返しするか、帰りにごらんになっていただきたいと思います。あと、森田委員のほうからいろいろなイベントのお知らせと情報誌、DV相談や女性総合相談のパンフレットをお配りしています。

【森田委員】 さっき少しご説明したんですけれども、勤務先のセンターが男性相談を始めたんですね。今までは男女共同参画センターのほうに男性が相談したいというご要望が具体的にあったんですが、対応できなかったんですがチラシ、相談事業のリーフレット

というのがお手元にある中に、ちょっと小さく男性の相談も受付しますと書いてあるんですが、お電話で問い合わせがあったら、予約をとることになっています。試行的なんですけれども、相談者が女性です。家族関係やそういった問題に関するものという制約はありますけれども、よろしかったらごらんになってください。

【阿部課長補佐】 資料についてはございますでしょうか。よろしいですか。

【加藤（り）委員】 ちょっとだけいいですか。こがねいパレットの記録集のことについて。今回これ、随分遅れてしまって、暮れぐらいに発行、3月末まで発行が遅れたんですけれども、あまりあちらこちらで見かけることができないんですけれども、部数はどのぐらいだったんですか。

【古谷主任】 350部です。

【加藤（り）委員】 去年私がやったときに500で、その前が800部だったんですけれども、予算か何かの都合でしょうか。

【阿部課長補佐】 予算は作成委託一式ということで例年どおりですが、単価が上がってしまったんですね。それとテープ起こしの分も入っていますので、結果として部数が少なくなってしまったんですね。

【加藤（り）委員】 これね、記録集をつくるのって、いろいろな意味合いがあると思うんですけれども、記録、報告集としてとっておくだけではなくて、やはりいろいろな方に読んでいただいて内容を知っていただくというのはとっても大事な意味があって、そのために市民の編集委員が半年近くかかってやっているんですけれども、結果350部というのはあまりにも少ないんじゃないかと私は思っているんです。

例えば、その予算でしかつけれないのであったら、もっとページ数を減らすとか、何かもう少し考えて、いろいろな方に知っていただきたいなと思って市民参加で頑張っているわけですね。お役所がおつくりになる記録集とはまたちょっと意味合いが別だと思います。そここのところを、私たち何も知らずにこれにかかわってきて、できてみたら350しかなかったという状態なので、やはりその前にきちんと予算の都合ですとか、何ページぐらいにしたらどのぐらいつくれるとか、そういうのをリサーチして、実行委員にきちんと連絡して相談して決めていただきたいと思うんですけれども、そういうことはできますか。

【古谷主任】 業者のほうに委託発注しまして部数が決まるんですけれども、委託発注するときに仕様がある程度固まっていないと、こういう内容であったら何部で幾らになる

という感じがあるので、見積もりが粗くなっちゃうというところがあります。今回の発注した時期の問題もあるんですけども、ページ数が固まって、こういう形で印刷するとか、その段階で幾らですという形で印刷をかけるので、その結果、部数がそこでないと予算内でできないという形になっちゃって、それが判明したのが少し遅かったというのはありました。

**【加藤（り）委員】** 委託発注の前に、ある程度のリサーチはできませんかということをお話ししているんです。ほんとうにこれ半年かかっちゃったんですね、今回。今後、市民参加で半年も気持ちを維持してつくるというのは非常に大変なことなので、市民が参加して一緒にやるということの意味をもう少し考えて、一緒に考えてやっていただくようなことをしていただきたいなと思って。次回の「こがねいパレット」の今年の最初の委員会でそこら辺を少し委員さん方と相談して決めていっていただきたいなと思います。

**【古谷主任】** そういたします。

**【佐藤会長】** 350のうち、関係部署とか、ほかのいろいろな女性センターとかにも配布しますよね。市民向けには何部ぐらい、そのうちの何部ぐらいが市民向けで、どれぐらい市外というか、関係の役所に配付するのかわかりますか。

**【古谷主任】** 東京都内なんですけれども、各区市には1部ないし2部配っています。市民の方ということになると、あまり広く一般にという形ではなくて、基本的には、参加していただいた団体20ほどあるんですけれども、そちらには1部ずつ配っております。あとご希望があれば、それに応じて、ちょっと今回残部数が少ないので、ご希望のとおり配ってしまうと、残部が非常に危うかったものですから、一通り配りたいところを配った後で、もし残りに余裕があるようであれば、ご相談に応じますという形でご了解いただいています。

**【加藤（り）委員】** 今まで公民館とか、図書館に置いてくださって、欲しいと言ったわけではないけれども、そこに来た方が手に取って、こういうことをやっているんだなというか、そういう意味合いがわりと大きかったんですね。それとか、いろいろなところの事業ですとか、そういったことに使っていただきたいなという思いでつくったんです。

**【阿部課長補佐】** 公民館にもお配りしているんですけれども、部数が少ないので、多分すぐなくなってしまうのかもしれないですね。

**【加藤（り）委員】** 結構きれいなので、すぐなくなるんですね。そうすると、かかわった団体の方がもっと欲しいと言っても、ちょっと今回それもない。1冊しかないから、

余ったらというようなお話だったということなので。

【中澤副会長】 これって原稿のファイルというか、PDFで何かデータ化されているものとかというのはあるんですか。

【古谷主任】 あります。それはマイクロソフトのワードでつくってまして、かなり一般に使われているソフトですから電子データとして、本の体裁にはなっていないということで、電子データとして見るということは可能ではあります。

【加藤（り）委員】 最終的な校正は赤で入れているはずですから、そのデータではないですね。

【古谷主任】 最終的な校正を入れて、それに対して業者校正を入れて修正して対応したものであるというのをもらっているんで、一応それを打ち出せば、基本的にはそれと同じものが再現できるという形ではあります。

【佐藤会長】 じゃ、ホームページにアップすることは可能ですか。

【古谷主任】 容量が結構大きいですし、写真のデータが今回非常に多いので。

【佐藤会長】 でもこれだけのものをアップできているわけだから。

【阿部課長補佐】 ホームページで見られるようにするというのも一つの方法ですので、それは考えてみます。

【加藤（り）委員】 そうですね。お願いいたします。

【佐藤会長】 そのほか資料について、参画室から出された資料で。

【宇都宮委員】 PDFであげても見ないと思う。HTMLでできないですかね。

【中澤副会長】 ただ、これが足りなくて、共有したいときにプリントアウトすれば、かなり今は。

【宇都宮委員】 そういう紙として最終的にということなんですね。

【中澤副会長】 みんなでスタディーするときに。

【宇都宮委員】 市民に幅広くと言うんだったらHTMLで上げて、それこそこういう活動している関連のところにリンクで張っていただくとか、そういう動きをしたほうがよっぽど市民の人たちが見ていただけるんじゃないかなと僕は思ってしまいうんですけど。

【阿部課長補佐】 それも必要ですが、やっぱり紙ベースで見たいというものもあると思います。

【宇都宮委員】 ただ、紙のほうが予算かかると思うんです。だからHTMLで組むほうがよっぽど安く上がるような気がします。

【阿部課長補佐】 確かに、ホームページだったら予算はかからないですね。

【宇都宮委員】 一人に届くためにかかるお金が全然違うと思うんですよ。

【加藤（春）委員】 ホームページというのは今回も指摘があった文章を見ましたけれども、やっぱりそれができる人というのは限られた人だし、年代的なギャップ、世代ギャップもありますので、簡易製本の部分もちよっとお考えいただいたほうがいいと思います。今までは、例えば市役所の入り口なんかはかなり長いこと置いてあって、私なんかもここにかかわる前に、ちょっと手に取ったという記憶があるんですね。そういう部分が非常に少なくなっちゃったということですよね。ですから、それはPDFで出すという部分とは別の配慮が必要だというふうに思います。

【阿部課長補佐】 そうですね。わかりました。

【佐藤会長】 あと個人的に持ってきていただいた資料、森田委員からの資料については説明いただいたんですけども、井上委員から出していただいた資料についてはいかがですか。

【井上委員】 論文はご参考までにとということでコピーしたので見てください。それで、これは修士論文をもとにした論文なんですけど、これをつくる際にいろいろ父子手帳を集めたというものを今回借りてきましたので、少しデータとしては古いですけども、後でぜひごらんください。それで、もしもおもしろいなと思ったのがあったら、例えばその自治体に最新版をくださいと依頼することもきっとできると思いますので、ぜひそういう面でもご活用ください。

それと、埼玉県教育委員会がつくりましたデートDVの冊子、石川遼君が表紙の、これも置いてあります。これに関しては、2009年5月～6月に公立高校の教員と生徒に配布されたんですけども、ただ配布して終わりになっていて、配布の仕方とか時期とかが検討課題としてあるという話も聞いています。小金井でも実施するときにはその点も考える必要があるかと思っています。

それからもう一つ、チラシを配らせていただきましたけれども、性教育の団体で、“人間と性”教育研究協議会というのがありまして、これは採算度外視で、ぜひデートDV、暴力をなくしたいということで小さな冊子がつくられた。チラシの裏側にファックス用の注文書がついていますので、9冊までは1冊200円で、10冊以上ですと1冊100円ということなので、よろしければどうぞ。現物も何部か持ってきていますので、もしも入手ご希望でしたらお願いいたします。



私のほうはとりあえず以上です。

【阿部課長補佐】 あと1つ漏れたんですけれども、カードを皆さんのお手元にお配りしていますが、これは東京都からデートDVについてのカードが配布されまして、現在、市役所第2庁舎の入り口のところに設置しています。できれば市内の高校に配りたいと思ひまして、東京都にその分を要求しているところです。高校の教員室の前にでも置いてもらうとか、そういう対応をしていただくように今後考えていきたいと思ひています。

【佐藤会長】 これって中学現場まではまだ今はいかなくて、やっぱり高校までという感じですかね。

【阿部課長補佐】 そうですね。今のところそこまでは考えていないんですが。

【森田委員】 テレビで拝見したんですけど、何度か。中学校でデートDVの講演とかやっているところもあるみたいなので、今結構どんどん早まっているので、むしろ小金井市立中のほうが直轄ですよ。配れるようだったら、中学校にも配ったらいいんじゃないかなと思ひますけど。

【井上委員】 そうですね。性教協の冊子で「言葉などで性的なからかいを受けた」というのが中学校男子で17.1%、友人からので17.1%、女子は13.4%というように多いので、そういう点では、それこそ相手の裸や性器を見せられたとか、そんなのも中学生で出ているみたいなので必要だと思ひますね。

【森田委員】 携帯電話もどんどん中学生に普及率かなりいっているんで、携帯がデートDVの引き金になっているという感じもありますので、早目に対応していただけないかなと思ひます。

【阿部課長補佐】 東京都に聞いてみて、その分も東京都でくだされば、中学校分もお願ひしてみようかと思ひます。

【佐藤会長】 できれば家庭教育学級とかとリンクしてやると一番効果的かなというふうには思ひますけど。ただ、管轄が別なので、なかなかその辺に声をかけるのは難しいのかなと思ひますけれども。

【阿部課長補佐】 教育委員会のほうにも声をかけてみたいと思ひます。あと、今お話が出たんですけれども、小中学校の校長会のほうから選出されている委員の山本先生ですが、校長会の中で4月に役割分担が変わりまして、今度、緑中学校の吉田先生になりましたのでお知らせいたします。きょうは会議が重なって欠席だそうなんですけれども、よろしくお願ひします。

【佐藤会長】 配付資料等についてはよろしいでしょうか。

【加藤（春）委員】 ちょっと私のほうで補足させて下さい。この前中澤委員からリクエストがありましたので、公民館で企画実行委員の集まりがありまして、4館の方たちが集まったときに私が話をさせていただいたときにこしらえたものです。歴史をたどってみますと、婦人学級の時代というのがあり、そして女性学級というふうになって、特に婦人学級から女性学級に変わるところになると、主婦の方々がたくさんかかわって、ものすごいエネルギーで夜の講座なんかも組んでおられたと。まさに男女平等の視点なんてわざわざ言わなくても視点がはっきり出ていたということがわかるんですが、今は状況が変わっています。

申しおくれましたけれども、婦人学級とか女性学級とか男女共同参画講座って、公民館のほうでカテゴリーをつくって、それごとに予算が決まっているということなんですね。男女共同参画はどの館でコマ数幾つやれると。現在ですと、私、本館の場合しかわかりませんが、本館は年間6こましかありません。ですから、いろいろな年代層とかニーズがある中で、春に一つのテーマで2コマ、最初の講座をやって、秋に別のテーマで4コマ組むとか、そういう状況になっておまして、一方ほかの館では男女共同参画の視点といわれてもわかりにくいので、むしろワクを返上したいなんていうところもなきにしもあらずというような感じです。小金井は各館で市民が参加して講座をつくっていくという非常にすばらしいシステムをもっているんですが、女性が忙しくなって、活動し出した現在では、主婦が中心になって実行委員をやっていた時代とは違って、団塊の男性の委員が多くなりまして、状況はすっかり変わっています。

市民参加の準備会の募集を気をつけて見ていただいで、忙しくてもかかわっていく、場合によっては私たちが相談し合ってローテーションでかかわっていく。あるいは知り合いをお誘いして参加していただくぐらいの形にしないと、視点というのは自動的に守られていくわけでもありませんし、職員の人リードしていくということは、よその企画実行委員を持たない市では当然、いわば国で決めた方針ですから、その方針で立てていくということができるんですが、市民の自発性を引き出すという形のスキルを小金井の公民館職員は磨いておられますので、ニーズが出てこなくても、そこに押しつけていくみたいな形には職員自体非常に抵抗があるんですね。必ずしもそれは悪い意味で、男女差別を維持したいからとかいう意味ではないんですが、公民館が市民の自発性を引き出すという方針に立ち以上、その出てくる市民の方々の意識によって視点・内容が変わってきちゃうという、

そういうことがあるということ認識して関わっていただければというふうに思います。  
一応そういうことで、参考までに話をいたしました。

【佐藤会長】 声なき声が届いていく可能性がどんどん低くなっていくということですか。

【加藤（春）委員】 いろいろなところで忙しくしていると、女性の声は公民館から遠ざかる結果になってきています。小金井のシステムのよさがあるがゆえに、それがマイナスにもなりやすいということですね。男性が一斉に定年で地域に帰ってこられて企画実行委員になるというような状況、そういう時代になっていきますということをよくご承知いただき、企画実行委員にも男女共同参画の視点のある方をどんどんお誘いして送り込んでいただきたいと思ひますし、講座ごとに市報で募集される市民参加の準備会というものもご参加いただきたいというふうに思ひます。

【森田委員】 後ろの年表で\*がついているのは。

【加藤（春）委員】 これは私が自主的に、実行委員の皆さんの研修のために資料で判断できる限りで特に視点がはっきりしていると思われたのでつけてみたものです。男女共同参画の講座は、世界・国・地域の中のこういう流れの中で組まれていますということ自体もそもそも覚えていない、聞いたことがないという方たちが委員のかなりの部分を占めているという状況の中でこの資料を提供してお話する機会が与えられたものですから、佐藤さんや加藤さんがなさいました小金井女性史の中にすばらしい年表がありますので、そこからそのお話に必要なものをとらせていただいたのが入っているということで、皆さんには釈迦に説法の部分ですが、年表と講座名とを照らし合わせてごらんになると、どういう時期に非常に盛んに視点がきちっとしたものが組まれて、どういう時期になって、そこがちょっと変化しつつあるということがおわかりいただけるかと思ひます。公民館職員には、よくやったださる方でも、やっぱり啓発的なことは男女共同参画室で講座を組んでやっていただきたいという思ひが強いのです。参画室の講座がむしろ視点がはっきりしないようなときもあるけれども、そこのところはどうなっているのかなんていうふうに熱心な企画委員の方から逆に突っ込まれるような状況もあります。庁内の連携というものは難しいことだというふうに市民としては実感しているところでは。

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。前回では一番初めにパブリックコメントのことをやろうということになっていたんですが、今、デートDVの話も出ましたし、事務局のほうから配偶者暴力対策基本計画のものが来ていると思うんですけども、こちらの審議と

どうか、こちらに関してのほうが急ぎますかね。どういたしましょう、進め方としては。これについての経由やなんかをもう少し説明いただいたほうがいいんですか。大丈夫でしょうか。

【阿部課長補佐】 では簡単にご説明いたします。東京都内で単独でDV計画を策定しているのは、今のところ2区1市、練馬区と葛飾区、東久留米市、その3自治体です。行動計画の中にDVの部分を位置づけているというのは幾つか自治体があるんですが、単独でDV計画を策定しているというのは、今のところ東京都内では3自治体ですね。小金井市については行動計画が平成24年度までですので、それを待って、改定に合わせてDVの計画をその中に入れるということになると大分先になってしまうということで、議会でも単独で策定しますと答弁していますので、単独でつくることになりました。

計画期間は平成22年度から5年間という形で策定の予定です。基本的な計画・対応ということで策定しまして、他市のものも参考にしているんですけども、国の基本方針に基づいて、また、都のDV計画がありまして、それを鑑みて策定するということになっていまして、それを参考に小金井市の現状と小金井市の対応ということで策定しました。これはほんとうに基本的な計画ですので、具体的な対応マニュアルというか、そういうものが必要だと思っていまして、それについては今後考えていかなくはないかなというふうに思っています。

内容について大まかにご説明しますと、まず、国と都の現状、それと小金井市の現状を載せてあります。施策のところでは、基本理念を第3次行動計画の中の「人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」という項目がありまして、それを対応して掲げてあります。基本目標を5つ挙げまして、「暴力の未然防止と早期発見」、「相談体制の整備」、「安全な保護のための体制整備」、「被害者の自立支援」それと、「関係機関との連携」ということで、それぞれ基本目標の中に重点施策を掲げ、その中で具体的な施策をあげてあります。

その他、計画の推進ということで、進行管理に関しては、この審議会でも進行管理をしていただくというようなことをうたっていますので、何かありましたら審議会のほうでも意見をいただくという形になると思います。

パブコメは6月14日まで1カ月ありますので、何かご意見があれば、そちらのほうからでもかまいませんので、よろしくお願いいたします。

【加藤（春）委員】 先ほどデートDVのことをお話しした後でこれを拝見しますと、配偶者暴力というふうに言っちゃうと、デートDVのことなんかは想像できる人が少ない

と思いますが、配偶者暴力という名称になったのはどういう理由なのでしょう。

【阿部課長補佐】 DV防止法では、配偶者暴力対策基本計画を策定しなさいということなので、一応、配偶者からの暴力という形にはなっていますが、施策として若年層にに対する啓発という施策は入れてありますので、その辺で対応できるかなというふうには思っていますけれども。

【森田委員】 DV防止法は配偶者や元配偶者からの暴力にしか適用されなくて、デートDVの場合はストーカー規制法等を運用して取り締まることになっているんですね。

【加藤（春）委員】 これらについては線引きされていると。DVという言葉を使ったほうが広がりが出るとは思いますけど、制度的にはこういう形でおりにてきているということですね。

【阿部課長補佐】 そうですね。

【佐藤会長】 計画としては、名前を例えば等とか入れるとか、変えることも含めてのパブリックコメントでよろしいですね。

【阿部課長補佐】 はい。

【佐藤会長】 この辺に関してはどうでしょうかね。例えばシステムとして、うちの審議会にかかわりがあるような基本計画を決めるようなときに審議会としてどうかかわるかとか、そういうことについては別に細則がないので、言ってみれば事務局というか、所管課が考えてそれぞれなされているとは思いますが、その辺の仕組みについての議論は今しても、どうなんでしょうか。現実的にはパブリックコメントをいただいて、委員会で審議していただいて、それから議会に出して、議会で議決という形になるんですか。

【阿部課長補佐】 議会での議決は必要ないです。

【佐藤会長】 必要ないんですか、行動計画の場合は条例と違うから。

【阿部課長補佐】 はい。議会に行政報告をする予定にはなっています。パブコメをいただいて、その結果を反映させた形にして、それを行政報告して、それで認められれば計画として成立ということになります。

【佐藤会長】 じゃ、入るとすれば、次期の行動計画というか、第4次の輝く行動計画の中に、この計画に従って施策を進めますというようなことが入るとのことですね。

【阿部課長補佐】 そうですね。

【中澤副会長】 関連する案についてもここで意見を。

【阿部課長補佐】 あればお願いしたいんですが、きょうお配りしたので、先に第4次

基本構想のほうをやっていただいて、これについてはまた後日でも結構ですけど…。

【佐藤会長】 パブリックコメントというのは、あくまでも事務局としては個人として出していただくという形ですので今あればとりあえず出していただいて、あと別途、考えて個人で出していただくという形でよろしいですか。その辺の意見も含めてどうでしょう、進め方としては。

【中澤副会長】 今、私もちよっと質問があるんですけど、やって、それで今時間もあまりないので、じっくり見ていただいて、個人のパブリックコメント以外にここでやっぱり議論したほうがいいというようなご提案があったら対応すると。

【佐藤会長】 そうですね。いいでしょうか、そういう形で。よろしいですか。

じゃ、今現時点でご意見がある方。

【中澤副会長】 質問があるんですけど、この構成で、Ⅰ番の場合、位置づけや目的とかずっとあって、Ⅱ番は現状把握があって、Ⅲ番が具体的な施策なんですけど、ⅢとⅣの関係というのがどういようなことになるのでしょうか。Ⅲは具体的に市で行う施策ですね。

【阿部課長補佐】 Ⅳの計画の推進ですか。

【中澤副会長】 はい。ⅣがⅢとの関係で、例えば人材育成と書いてあるんですけど、Ⅲとの関係でいうと、何かこういう、例えば専門職員を養成して、それで啓発に当たらせるんだったら施策との関連がすごくわかるんですけど。

【阿部課長補佐】 関係する職員の育成というか、そういうことですね。

【伊藤委員】 専門的に社会福祉士とか、いろいろなコミュニケーション的なスキルなど、専門性を持った人を対応にあたらせるにではなく、あくまでも職員の対応ということですか。

【阿部課長補佐】 今のところそういう体制ではないので、DVに対応する部署の職員のスキルをアップさせるというか、研修ですか。あと現場ですね、学童保育所や保育園、学校とか、そういう現場の職員のスキルをアップするように育成していくというようなことですね。

【井上委員】 Ⅳの計画の推進のⅠの人材育成という部分に、職員がとか、相談窓口の受け手がとか、何も書いていないんですよ。だから何の人材かなと思うので、明記したほうがいいと思います。

【森田委員】 もともと主語がないので、だれがそれをするのかですね。今おっしゃったことと関連するんですけども、全職員向けのDV防止啓発研修というのはどのように

なっていましたでしょうか。

【阿部課長補佐】 全職員向けにはないんですけども、特定の部署に男女共同参画室から働きかけて研修を実施しています。今のところ保育園と学童保育所・児童館に対して行なっています。そういうこともきちっと位置づけなくてはいけないかなと思っていますので、その辺は職員課等との調整も必要ですし、今後の課題ですね。

【森田委員】 DV被害者がいつ窓口にいらっしゃるかわからないし、重要な仕事の中に窓口対応も入ると思いますので、皆さん異動で職員の方がかわられるでしょうから、できれば毎年実施していただきたいのですが、二、三年に一度は全庁の職員研修をやって、今おっしゃった学童、保育園、あと小金井の場合どうなんでしょう、あと病院になるんですけれども、医療関係者とか。

【阿部課長補佐】 そうですね。医療関係者とか、そういう方たちは東京都が実施しているDV研修のチラシがありますので、それを関係機関に配付するとかしてしまして、それで自主的に参加していただくというような形にはなっていますけれども、こちらからそういう方たちを対象に研修ということはやっていないですね。

【森田委員】 例えばこういったDVのカードがありますよね。東京都から出たものを都からのリーフレットとあわせて病院に送るとか、被害者がけがをして、暴力を受けて病院に行く可能性が高いので。

【阿部課長補佐】 男女共同参画室で作成しているDVカードは病院に送付しています。整形外科等がある比較的大きい病院、3カ所ぐらいに送付しています。

【森田委員】 はい。わかりました。

【中澤副会長】 基本計画で具体的な政策は挙げてあるけれども、何かするということはあまり書かないですね。ですけど、何をするというのが念頭にあって、これがありますよね。その場合に、啓発とか情報提供はまあまあ今までもやってきていて強化することになると思うんですけど、例えばここは女性センターがないように、直接支援に当たるようなもの考えるときには、予算とか新たな人とかいろいろなものが必要になりますよね。今までの基本条例でも、お金がないからやりたいけど、できないみたいなのがずっとあるわけですね。今回新しくこういう計画を立てるに当たって、予算的な裏づけはまだできていないけど、そういうことも念頭に置いてここへ入れてほしいというような、ちょっと挑戦的なのとか、そういうのがいいと思うんです。拝見すると、非常に慎ましやかに具体的な施策で就労支援とか、就学・保育等支援と書いてあるんですが、内実を推し

進めようと思うと、支援員が要るとか、そういう場所が要るといことになると思うんです。その辺はどこでそういうことを考えて書けるものでしょうか。

【阿部課長補佐】　そこまでは書けないと思うんですが、男女共同参画室では相談体制の整備ということで予算要求はしてはしまして、要するに全く相談員でもない職員2人が相談をお受けしているわけで、やっぱり専門の相談員が欲しいということで相談枠と相談員の予算要求をしたんですけれども、認められなかったんですね。だから、そういうことを継続して要求していくということはやっていきたいとは思っています。相談体制を整えることは男女共同参画室にとって必要だと思っておりますので、その辺は継続して要求していきたいと思っております。ただ、この計画の中に具体的にということにはならないと思うので、相談体制の整備という形で網羅するという感じですね。

【中澤副会長】　どっちが先かってあると思うんですけど、ただ、これにあれば要求しやすいとか、要求が通りやすいみたいなのがありますよね。なので、先ほどの人材育成の部分も関係する職員だけでなく、こちらのほうで相談体制をまず充実しようという位置づけがあれば、そののところを強く打ち出して、全部が全部100%までいかなくても、まずここという、相談体制ということであれば、その部分をぜひということで、こちらからもコメントを出すとか、相談専門職員の配置というようなものを入れていただきたいというふうにコメントさせていただきたいと思っております。そのような形で、どっちが先かということになるんですけど、あまり具体的でないにしろ、何か予算措置が必要なものについては、少し具体的に書いておかないとももらえないということですね。

【井上委員】　7ページの一番下のところに相談体制の整備とありますけれども、ぜひここに相談窓口とか、相談体制の拡充とか書いてほしいです。「深刻化するケースも増えています」の次に、まずは拡充をして利用しやすいようにという順番だと思っております。

【中澤副会長】　相談体制づくりで連絡体制の確立になっているんですけども、相談体制の確立とか、連絡以外にここでも受けられるようにというのを入れるとか。

【井上委員】　拡充して、ほかのところへ連絡するわけで、拡充がないといけませんね。DVの相談件数が一番大きいのは沖縄県だということで以前行ってみました。何が問題だろうと思ったんですけども、逆に窓口がとてたくさんありました。小さいエリアにたくさんあるから相談に行きやすい。だから沖縄が悪いんじゃないでなくて、逆に声を発することがしやすいんだなということです。その意味では市役所に1つじゃなくて、もっとあっていいでしょう。



横浜市は政令指定都市ですから、そんな同じレベルでとはならないというのはわかっていますけれども、やはり相談体制が整っていて、カウンセラーの相談員が電話と来談のどちらでも対応している、電話一本でフォローまで示されるので、安心して相談できるんですね。できればそういう方向へ行けるといいと思います。

【阿部課長補佐】 そうなんです。男女共同参画室でも女性総合相談というのをやっているんですけど、毎週金曜日だけなので、相談枠を週もう1日増やしたいと思っているのですが、なかなか難しいですね。

【佐藤会長】 予算的にいうと、結構縦割りになっているから、それぞれが、例えば子育て支援課の児童虐待の窓口もあり、こっちもありと言って別立てでやると、小金井市みたいな小さなところだと、それぞれ全部から拡充、拡充、拡充だとできないわけですよね。それが例えば児童虐待のところへ電話をしてもDV的なものもできるとか、金曜日の女性相談と母子相談と、また別枠の母子相談がありますよね。そこが多分、行政って予算はどこか課だから、こことこの予算は別につくって行って、ここの連携というのはできないと思うんだけど、横にこういうふうに切る相談体制をつくと、そして場所が幾つかあるという形にしたほうが有効にいくのかなとか思うんですけど、そういうシステムは今の行政システムではできないとは思うんですけど、それを提案していくということはできる。

【阿部課長補佐】 子育て支援課の母子相談員とは常に情報は共有するようにはしていますが、やはりDV相談は男女共同参画室が窓口だという認識ですので、なかなかそれは難しいかなと…。

【佐藤会長】 あそこも、もとの保健センターというか、今の保健センターか、あそこにある先駆的になって児童虐待に職員が3人ぐらい配置されているのが非常に何かね、もっとほかのことも一緒にできないかなと思って、もったいないなというふうによく言われるんですね。

【阿部課長補佐】 児童虐待が主なので、なかなかその辺が。ただ、DVイコール児童虐待でもあるんですね。情報交換はできても、横の連携というのがなかなか。

【伊藤委員】 佐藤さんの意見に賛成なんですけど、ほんとうはすごい包括的で全部どこかにつながっているという感じがするんですね。ですから、やっぱりソーシャルワーカー的な人が対応して、これはDV、こっちは児童虐待的に、専門家のほうに相談して支援するというのを、やっぱり窓口的なものをつくったほうがいいと思うんですけど。

【森田委員】 やっぱりお子さんがいる方でDVを受けている方が多いと思いますので、

子ども家庭支援センターがあるわけだから、その相談員がそういうのも。そちらで一たん受けるというか、ワンストップサービスというか、この相談はこっち、この相談そっちというのが一番被害者にとって負担になるので、何かいい仕組みができないですかね。

【佐藤会長】 そちらでもできますとか、そういう感じ。

【阿部課長補佐】 行政として役割分担があるので、なかなか難しいんですね。

【佐藤会長】 でも行ってる市民は全部関係して、一人の人間だからね。

【阿部課長補佐】 市民のためを思えば、そういうふうにしたいんですけども。その辺、難しいところがありますね。

【井上委員】 児童虐待防止法で親のDVを見させられている子どもは児童虐待を受けているとなったから、子どものいる人がDVを受けていれば、その子どもも対象であるわけでしょう。

【阿部課長補佐】 そうなんですよね。

【伊藤委員】 介護でもそうですよね。

【阿部課長補佐】 そうです。介護もそうですし、障害もそうですし、全てに関係してくるんですね。今、高齢者虐待が増えていまして、DVとの関連が結構あるんですね。高齢者のDV被害者で男女共同参画室に相談にいらして、関係課（介護）に紹介するというケースもあるんですけども、それぞれの部署に相談員がいて、それぞれで相談を行っていると、すべてを横で連携してやるということが難しいんですね。

【中澤副会長】 それは組織的な問題ですね。法律をつくる前に。施策としては、相談機関、相互の連絡体制が確立されて、さっき連携というのを挙げてやって、難しい中の行くというものをまとめていただくのと、ここに前提になるはずの相談体制の確立はされているのか。確立、拡充というか、そういう部分を入れていただいて、ここをぜひ重点的にしていただきたいというふうに思います。具体的なこと連携するということまではここでは書けないにしても、でもそういうことを書いて基本計画を通していただければ、なかなか今まで通らない予算も多少なり拡充してもらえるとというか、していただきたいということ。

【森田委員】 今、DVですね、女性総合相談がその相談の中で、DVの割合はどのぐらいとか、金曜日に行っていらっしゃいますが、金曜日以外にそういう飛び込みでDV関連の相談が入る件数とか可能性というのはどのぐらいなのでしょうかね。まず、総合相談の中ではどのぐらい。

【阿部課長補佐】 とにかく緊急というか、DV相談であれば、男女共同参画室がまず相談を受けますので、女性総合相談には案内はしません。ただ、専門のカウンセラーに相談したいとか、すぐどうこうということではなく、緊急性がないということであれば、女性総合相談もご案内はしますけれども、DV相談はとりあえず男女共同参画室がお受けするという事になっています。女性総合相談の中のDV相談というのはどのぐらいかという事と…。

【古谷主任】 見ないとわからないんですけども。

【阿部課長補佐】 結構あるかもしれないですね。1/3ぐらいは…。

【森田委員】 相談の拡充もしないといけませんし、相談していいんだということをもまず知らせておくのが重要ですよ。さっきの沖縄の話は相談の場所も多いし、相談していいんだと知らせているから利用率も高いという事、ほかの自治体でも同じぐらいDVがあるかもしれないけれども、皆さんに知られていない。相談していいんだという、心の抵抗ってありますよね。それをなくしていくというのが大事ですね。

【加藤（春）委員】 沖縄はかなり離れたところですけど、東京都の区なんかの場合はどんなふうに、幾つぐらい相談できる窓口があるんでしょうか。

【森田委員】 そうですね。正確にはセンターのほうしかわからないんですけども、やっぱり相談自体は多いですね。うちの場合、相談の中に全部DVも受け入れているので。

【加藤（春）委員】 センターの場合、相談できるセクションがありますよということには非常にはっきり出されているわけですね。だからもうサインポストみたいなものがあるかないかということで、根本的に違うわけですよ。そういう意味では小金井は、まずはこちらの基本構想のほうのセンターの話からいかなきゃならないところもあると思うんですけど。それから、警察との連携ですね。その部分は具体的に定期的に協議とかしていらっしゃるんでしょうか。

【阿部課長補佐】 1年に一度、連絡会というものはあるんですけども、あとは個々の事例で情報交換、電話したりとか、以前「かたらい」でDVを取り上げたときに、警視庁にインタビューに行きました。

【加藤（春）委員】 東京都の警察のDVに関する研修状況という事、理解というものは進んでおりますか。

【古谷主任】 そうですね、はっきりした話はなかったんですけども、聞いている感じでは、特にスケジュールを組んで段階的に周知しているとかまではいっていない。

【加藤（春）委員】　そこで、例えば女性警官を特に配置しているとか、これはレイプのほうについてもいえることですが、そういうふうなことでの配慮があるかどうかということはどうなのでしょう。今の段階で進んでいるんですか。

【古谷主任】　研修とか、そういう体系はとっていないけれども、口頭でのコミュニケーションをとっているという話はありませんでしたが、そういう事情があつて。

【加藤（春）委員】　具体的に小金井警察にDVの人が駆け込んだとする。あるいはこちらにいらっしやつた。やっぱり警察に行きなさいよというふうにおっしやられたとする。そのときに受け入れてもらえるような雰囲気にもう既になっているんですか、ここの警察は。

【阿部課長補佐】　部署があります。生活安全課というところで、DVはそこで対応するということになっていまして、その体制は整っていると思います。

【加藤（春）委員】　夜中に電話をかけてもちゃんと話はわかるということですか。

【阿部課長補佐】　そうですね。

【加藤（春）委員】　消防署も救急車を呼ばれたときには、これはDVだとすぐに勘づくような訓練がなされているということでしょうか。

【阿部課長補佐】　消防署はちょっとわからないですけども、職員によって大分差があるというのはあると思います。個人差が。こっちの人には話が通じていたのに、こっちの人には話が通じていなかったというような、個人差はありますが、一応体制としてはそういう認識は共有しているというふうには警察の方はおっしやっています。

【加藤（春）委員】　消防署を研修するのはやはり都ですか。そこまで市がなされるわけではないですけど、感触としてどのぐらいまで小金井という地域が進んできているのかということをちょっと伺いたい。

【阿部課長補佐】　警察のほうはかなり認識は深くなってきていると思います。何かそういう連絡があれば、ちゃんと相談を受けていただけます。それと、市で被害者の居場所がわからないよう、証明書の発行制限の支援をしているんですが、その支援の申し出に警察の証明が必要なんですね。ですから、警察にまず相談に行つて証明していただかないと支援の申し出ができないので、その辺でも警察の認識はかなり深まっていると思います。

【関口委員】　警察で窓口があるというのは、肉体的暴力のみになるんですか。

【阿部課長補佐】　一応精神的な暴力等もそれなりに相談には応じてくれると思いますけれども、実際に対応するのは何かあつた場合ということになると思います。

【関口委員】 民事不介入みたいな感じで、いわゆる刑事事件的な肉体的な被害がない限りは警察は動きにくいというか、動かないということになるのでしょうか。

【阿部課長補佐】 動きにくいということはあると思います。ただ、相談は受けていただいて、定期的に見回りをしているので、重点的に見ていただくということはあるようですけれども、実態としては何かないと行動は起こしにくいということはあると思います。

【加藤（春）委員】 そうなると、公職にある人々の研修の強化がすごく必要なわけですよ。

【阿部課長補佐】 そうですね。

【加藤（春）委員】 研修の強化と相談できるし、していいんだということの認知促進。

【佐藤会長】 結婚詐欺とか、悪質商法のことは警察は一生懸命やっているなどか思うけど、あれぐらいできないかな。広報できないかなとか思って。

【森田委員】 暴力があるんじゃないかという相談は。そのあたりも民生委員の方にはもう周知されて。

【阿部課長補佐】 DVカードを民生委員の方に配ったりとか、そういうことはしています。

【伊藤委員】 民生委員の方なんですけれども、委員の方は結構高齢の方というか、どちらかという相談する側とは世代的に乖離があるような感じがするんですけれども、その辺のところ、保育所、幼稚園、学校とか、今かかわっていないという世代の方々の相談を受けるための教育というのはどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

【阿部課長補佐】 民生委員は地域福祉課の管轄なんですけれども。

【伊藤委員】 一般的に市報に載っていたとしても、世代的に民生委員に相談しようとはあまり思わないですね。

【加藤（り）委員】 でも私の周りですと、結構民生委員の方に相談したという方が多いです、子育ての人。やはり民生委員の方がそういう頼ってきた方たちをずっとかくまっていたという話も聞きますので大丈夫です。その方もそこに相談してみたらということをお勧められるようです。

【阿部課長補佐】 民生委員の中にも役割があって、児童委員というのがあるので、そういう方たちがどういう働きかけをしているのかちょっとわからないんですけれども、加藤さんがおっしゃるようにご相談なさっている方はいるのかなと思います。

【森田委員】 そういうつながりがつukれない被害者の場合ですね。民生委員の方が地

域でどんな動きをしていらっしゃるか。やっぱり支援が必要な人ほどそういうところにアクセスできないですね。自分が悪いかもしれないとか悩んでいて、相談してはいけないという、うちの中のことを外の人に話すなんてと思っているかもしれないので。

【阿部課長補佐】 やはりそれが課題でして、相談にいらっしゃる方がいいんですけども、相談に来られない方が問題なんです。

【伊藤委員】 民生委員の方々は地域にあまりにも密着してしまっていて、プライバシーがというところでためらう人も。

【阿部課長補佐】 そうですね。特に住所を隠して住んでいる方とかもいらっしゃるの、なかなか地域に入っていけないという方もいらっしゃるかと思いますけど。

【佐藤会長】 では、大体その辺でこの意見募集に関しては。宇都宮委員、何か。

【宇都宮委員】 はい。個人的にやればいいと思うんですけど、緊急性はないので、特段何かしろということもないんですけど、大変女性が相談に乗るような前提でつくられているものもあって、この窓口の名前を見ても、これじゃ男性は相談できないねという感じはすごい強く受けていて、もちろん暴力だけだとほとんどないとは思うんですけど、精神的なことがかなりあると思うんですね。原因が嫉妬だとここに書いてあって、女性もかなり嫉妬深い方もいらっしゃいますから、人によっては、それは男も女も同じだと思うんですね。こういう窓口だったら、相談件数は女性のほうが多くなるのは当然です。もちろん名前をきれいにしたから五分五分になるかと言ったら、そんなことは絶対ないと思いますけど、ここまで少なくはないんじゃないかな。こういう名前だとかけられないです、もし困っていても。なので、ここを変えろというわけじゃなくても、啓蒙活動をされるときに両方あるんだよというところはちゃんと触れていただきたいと思います。

【井上委員】 デートDVを調査すると、男性が女性からというのもいっぱいあるんですよ。既婚者のDVになると、被害者は圧倒的に女性であって、さらに男性の暴力のほうに死を感じることもあるというのは事実です。でも男性の被害者は黙っている、男のこけんにかかわるというので言い出しにくいということで表には出ていないけれど、やはり男性被害者はいる。男性にも働きかけていくのは大事だと思います。

【加藤（春）委員】 こういう名称というのはどの名称？

【宇都宮委員】 例えばウィメンズプラザ、女性相談センター、女性相談センターと並んでいる。最後の相談の窓口を、この紙の一番最後に相談の一覧がある。同じなのかもしれないですけど。こういう一覧で出されちゃうと、もちろん女性、男性ともとか、男性用

とこれは書いてありますから、今ここをばっと見たら全部女性。

【加藤（春）委員】　　じゃ、小金井市を一番上に挙げたらいいんじゃないですか。

【宇都宮委員】　　なので、強いて言えばここだよねというぐらいのものしかなくて、この一覧を見たら、まず男性ウェルカムはないね。これは女性のためにあるんだよねと男性は多分見ると思うんです。仮にここだったら男性でも行けるかなと見ることはあるにしても、緊急性がそこまで高くない事案のほうが多いと思いますけど、困っている男性の方は相談したい人はきっといるだろうな。

【加藤（春）委員】　　事実歴史的に女性が苦しんでいたからこうやってつくられてきたという歴史があるわけですけど、今、男女共同参画としてやっているわけですから、大変お忙しくなるかもしれませんが、小金井市役所男女共同参画室というのを一番上に挙げていただいて。

【宇都宮委員】　　その順番にこだわっているわけじゃないんですけど、そういうケースもある。僕は口下手なところもあるものですから、例えば口げんかをしたら女性に勝てないですよ、当然。僕は議論しかしませんけど、そこまで追いこまれて行き詰まって苦慮されている男性もいらっしゃるだろうなという気持ちはあるんです。やっぱり女性、口のうまい方はすごい、何か言いくるめられる感じになっちゃうんですね、何でもかんでも。そういうところで暴力、というのもありますから。暴力をふるってしまう方もいるんですね、短気な方なんかは。ひたすら我慢していくだけでも困っちゃうところもある。そういうガス抜きみたいなものができる、ともかく減るんじゃないかなと思うところはあります。そういうのがたまって行って、言い返せない何かたまって行って最後暴力にいくというケースが絶対あると思いますので。

【佐藤会長】　　おやじの会の相談窓口を設けてね（笑）。

【宇都宮委員】　　多少気にするなみたいなことを第三者から言われると、男性って結構それでわりとガス抜きできて、暴力まで至らずに済む、未遂で済むケースも。

【加藤（春）委員】　　大阪なんかでは男性の会員が相談やミーティングをしておられるときいたことがあります。自主的なのが結構あって。女性に対する相談やシェルターもそういう自主的なものからはじまり、こういう公的なものがつくられて今に至っているわけです。

【宇都宮委員】　　そうです。暴力とか、緊急性みたいなものの連絡先というのは、多分女性中心で全然問題ないと思いますけど。

【加藤（春）委員】 だからほんとうはそういう自主的な活動のレベルから始まるとい  
いんだけど、とりあえずは参画室で両方受けていただいて。

【阿部課長補佐】 男性のDVの相談もあります。男性も相談できるというのをなるべく  
啓発していくということですね。わかりました。

【宇都宮委員】 相談していくというか、両方あるんだよということでもいいんですけど。

【加藤（春）委員】 ただ、そのときに、ああ向こうへ通じちゃうんじゃないかという  
印象を女性に与えないような配慮というのは必要なだと思いますね。話が、こっちの被  
害者とこっちの被害者を別々にそれぞれ受けますよという印象で、一緒に呼んで何かされ  
ちゃったら困るみたいな恐怖は与えないほうがいいと思います。

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。じゃ、あとまた考えたことがあったら、ぜひ個人  
でもパブリックコメントをお送りしていただくということでもよろしいでしょうか。

じゃ、大分時間が過ぎてしまいましたが、第4次基本構想と前期基本計画のパブリック  
コメントについて話し合っていきたいと思います。これが第1議題でしたが。伊藤委員に  
回してもらいましょうかね。事前でちょっとメールでパブリックコメントのことでこんな  
のを考えたのよというのを個人的にいただいているので、あとそれ以外に例えば自分で考  
えた資料とかお持ちになった方がいれば提示していただければというふうに思いますけど。  
回してください。

【中澤副会長】 確認ですけど、ピンポイントで書いているのってほんのちょっとです  
か。

【佐藤会長】 男女共同参画に関するところはほんとうに少しですね。全部の量はたく  
さんあるのでその中では少ないと思います。

ちょっと説明していただいてよろしいですか。

【伊藤委員】 わかりました。男女共同参画推進委員なんですけれども、子どもの人権  
の観点からも追加していただいたり、修正していただいりしてはどうかということで挙げ  
てみました。ここの8ページとかページ数がありますのは、先ほどお配りしたところと重  
なると思うんですけれども、私のほうで拝見させていただいたのはポイントページに載っ  
ています、ページ数が同じかどうかはわからないんですけれども。

【加藤（春）委員】 ホームページも同じですよ。一部印刷をしてきましたから。例えば  
人権・平和・男女共同参画というのは101ページ。

【伊藤委員】 はい。まず1つ目なんですけれども、8ページの「子ども・高齢者・共



生社会」で、特徴として、元気な高齢者と充実した教育環境というところの文章のところ  
で、こちらに書いてありますのは、「社会全体で子どもを支え、学力を誇っています」と  
書いてあるんですが、具体的にはどんな整備がされているのかというのは、実際子どもを  
中学校とか小学校に通わせている保護者からしてみると、ちょっとわからないんですね。  
それよりもスポーツとか部活動で地域の方々は非常に協力的なので、その辺のところを、  
学力だけではなく、学力と体力という両面から、「体力」というところを追加していただ  
いたらどうかと思います。詳しくは東京都教育委員会とか、その辺のところの振興基本計  
画などもありますので、そちらのほうを参考にさせていただくと、よりその必要性という  
のをわかっていただけたらと思います。

次なんですけれども、子育て支援の一環で、幼児、小さい子に関しての子育て支援とい  
うのはいろいろなところの話を書くと思うんですけれども、小学校の高学年とか中学校と  
かの居場所が今ない状況なんです。具体的には、放課後、野球をすることができない。  
野球というか、ドラえもんとかサザエさんとか、カツオ君のやっているような、ああいう  
体験をすることができないんですね。球技はだめだという公園がほとんどなので。そうい  
う球技ができる公園をぜひ考えていただきたい。ちなみに、武蔵野市はフェンスを高めに  
設置した公園が、大体学区に1つぐらいはあるような感じだと思います。実際そちらのほ  
うに行って球技をやったり、小金井市の中でも梶野町とか、その辺の子どもたちはそうや  
って球技をやっている状態です。

2番目に、小学6年生まで利用可能な放課後の子どもの居場所なんですけれども、これ  
は1番ともかわりあることなんです。学童保育所が3年生までなので、4年生以上の  
子どもたちというのは、一人でおうちでお留守番か、それか外で遊ぼうと思っても、公園  
ではそういうふうに体を動かして球技したりとかできないという状態ですし、長期の休み  
は、保護者が働いている家庭の場合は一人でお留守番しているケースが多いんですね。ち  
なみになんですけれども、横浜市では放課後キッズクラブというのがありまして、学校を  
中心に、5時以降は有料になるんですけれども、学年にかかわらず来ていただいて、一緒  
に遊びをしたり、勉強したりできる、そういう放課後キッズクラブ的な、そういうもの  
があるので、それを参考にさせていただいて、子どもの居場所というのを考えていただ  
きたいということと、3番目は、中学生が利用できる児童館とか、中澤先生の授業で「ゆう杉  
並」という、職員の方が来ていろいろと説明してくださった、とてもいい事例があるん  
ですけれども、中高生の声を聞いて設立した児童館なんですけれども、飲食ができて、楽器

の演奏ができて、勉強もできて、ゲームもできる。友達と一緒に食べながら、勉強したり、いろいろなことを、普通の児童館ではタブーなことができるという、そういうふうな児童青少年センター、だから児童館よりもうちょっと枠が広いのかもしれないんですけども、そういったちょっと上の子どもたちの居場所づくりというのを子どもの権利という面からも考えていただきたいということです。

3番目に子ども家庭の福祉の面から、返済義務がない生活支援のそういった案内が、今学校を通して配布されているのが年に1回なんですけれども、リストラとかさまざまな事情で急激に収入が変更してしまったという場合に、給食費が払えないとか、そういうご父兄もあると思うんですけども、学校から生活支援がありますよというふうに案内されるのが年に1回だけなんです。ちょっとこちらを回覧させていただきますけれども、こういったものを小金井市の教育委員会のほうが配布されますけれども、自治体によってはもっと頻繁に、わかりやすい「だより」という感じで配布されていますので、その辺の周知ということで、貧困まではいかなくても、急激に経済的な状況が変わった人たちの家庭の支援ということを考えていただきたいということで、非常に具体的になってしまって、パブリックコメントにふさわしいかどうかわからないんですけども、だれもが生き生きという観点から考えさせていただきました。ちょっとこれを回覧いたします。

**【森田委員】** 1つ質問なんですけれども、2番の②の小学校6年生までの利用可能な放課後の子どもの居場所は、児童館も利用できますよね、このクラスもあったり。その内容を充実させるということでしょうか。

**【伊藤委員】** まず、児童館は日曜日があいていないんですね。利用できるのが5時までということで、横浜の場合は7時まで場合によってはお預かりしてくれる、それによって知ったんですけども、利用できる日時ということですね。その拡張ということです。

**【森田委員】** 4年生になってもうちの子は行ってたんですけども、子どもが飽きちゃって、ほかで遊びたいというふうになってくるのもあって、どんなふうにプログラムを組むんだとか、今むしろ親とか子が児童館外によって、サッカーのクラブチームとか、学校でやっているバレーボールとか、塾とかという感じで遊ぶ相手がいないという問題もありますよね。ただ、すごく大事なことなので、私も国レベルから小金井市レベルまで子育て支援という未就学児か、せいぜい低学年のお子さん向けが多いので、ぜひその後の子育て支援も大事ですし、むしろ思春期を迎えているいろいろ難しい時期になるので、地域で子どもを

見守るといのはすごく大事だと思います。

【伊藤委員】　そうですね。あと、「ゆう杉並」の話を聞いてすばらしいなと思ったのは、職員の方々が子どもをよく見てくださる。ちょっと学校に行けない登校拒否の子も「ゆう杉並」には夕方来てくれるらしいんですけれども、そういう子に対して精神的なケアも含めて対応してくれるというので、ただ単に遊び場所ではなくて、先ほどの包括的にその他支援的な役割もここではしていただけるということで、子どもにとってはいい居場所につながるんじゃないかなということで、ぜひここを入れていただきたいと思いますけれども。

【加藤（春）委員】　よろしいでしょうか。公民館のほうでそういう話があります。私、自分の仕事としてロンドンでユースセンターを20館近く回ったことがあるのでずっと気にしてまして、現在のところ公民館・児童館併設の貫井南でバンドをやれるスペースがあるんですね。子どもの人権のほうでそれも見ておりますし、今度新しく貫井北の公民館がというか、地域センターができるにあたって、ティーンエイジャーの居場所機能というような話は出ているのですが、特別に声が上がってこなかったんです、青少年担当のところからは。それであまり進んでいない状況なんです、関連する講座を組むにあたって、本館の企画実行委員が「ゆう杉並」まで見に行ったり話をしに来ていただいたりして、詳しいお話を伺いました。児童館の利用者のティーンエイジャーとそのニーズを受けとめた職員が強い要望をもち、従来からその世代をやりくりして受け入れてきた実績を踏まえて、バブルがはじける前にすばらしいものをつくったわけですね。そんなすばらしいのはこっちに持ってこれないみたいな感じで、目が回って帰ってきたのですが、こちらで必要だということは言っている人がいて、ここでもそういうお声があがってきているということは非常に意味のあることだと思います。男女共同参画を安心して進める上でも、お母さんにもお父さんにも重要なことですから、やっぱり声をあげ続けていく必要があると思います。北町のほうに関しては、今度公民館本館で「明日を拓く地域センターをめざして」という公共スペースを新しくつくっていくことに関するすばらしい講座が6月スタートであります。9月まで続けるんですけどね。そういうのにご参加いただいてというふうに思うんですが、青少年のことは最終回に1回とりあげられることになっています。私なんかはむしろ中学から上の子のことを考えていたのですが、お話を伺うと、確かに学童保育の対象外となる4年生以上ということはありませんよね。男女共同参画としても、声を上げていく必要があることだろうと思います。

【佐藤会長】 小金井は青少年センター、今文化財センターになっちゃったんですけど、あそこが青少年センターだったり、青少年委員というのがあったけれども、それがなくなっちゃったので、青少年施策というのは後退しているという印象が、個人的には思うんですけど、ただ、それを話し始めると非常に長くなってしまって、きょうはちょっと収拾が、広がってしまうと思うので。

【加藤（春）委員】 具体的にどンドンこの中にコメントを入れるということが必要だろうという重点部分だと思います。

【佐藤会長】 だとすれば、例えば具体的に子育て支援のところ、子育て支援ではなくて、子育て支援を入れたというふうにフォーラム等で伺っていますので、例えば子育て支援のところにもうちょっと青少年施策の具体的なものを入れてほしいというようなものを。

【加藤（春）委員】 具体的なページナンバーを教えてくださいませんか？

【佐藤会長】 私は105ページに、貫井北町地域センターのことが書いてありますよね。ここで、検討委員会の中には公民館分館と図書館分館を整備しますと書いてあるんですけど、そのときに青少年施設というものの1文言が入っていたと思うんですけど、前どこかで見たときには。そこがここへ入っていないので、ぜひ入れるべきだというような、具体的に書き入れるとか、106ページの「青少年グループの活動を支援するとともに」というところに、もうちょっと具体的な文言を入れるようにパブリックコメントを出すとか、そういう具体的にパブリックコメントを出すといいかなと思うんですけど、ただ、それを前回は審議会としてどうするかという話題があったと思うんですけど、これはあくまで伊藤委員個人の意見というのがあって、これを伊藤委員が個人で出したらいいのではないかな。その相談に乗るよというような感じの議論に持っていくのか。それとも、事務局のほうからパブリックコメントは基本的には個人名で出すということだったけれども、でも審議会としてどうだろうねという議論の状態のまま、審議会委員だれそれ、だれそれという連名で出す方法とか、個人名で出すんだけど、そこに審議会委員という冠を入れてもいいというふうにするとか、出し方の問題もあったのと内容の問題もあったと思うんですけど、その辺をちょっとまとめて審議会として何らかの対応をするのであれば、今ここで議論をする。個人でパブリックコメントを出すのであれば、先ほどの配偶者からの暴力対策の行動計画と同じ形になると思うんですけど、その辺はちょっといかがでしょうか。

【中澤副会長】 やっぱりでも男女共同参画にかかわるところでは、パブリックコメン

トを個人で出すのはご自由にといいことですが、男女平等推進審議会のほうで基本構想に対しても、男女共同参画については審議会としてこいう意見がありますとこいうのは出したほうがいいんじゃないでしょうか。全会一致じゃなくても、審議会としてこいう意見がありましたとこいうのを事務局を通してお伝えいただくとこいうのは、公的に設置された審議会なので、全部の構想に対してじゃなくて、男女共同参画にかかわってとこいうことではいかがかと思いましたが、どうでしょうか。

【佐藤会長】 それと具体的な、例えば男女共同参画とこいうと3番の102ページぐらいいしかないです。具体的なところは102ページですね。大きな柱の3番の「豊かな人間性と次世代の夢をはぐくむまち」【文化と教育】とこいうところの部分、第3章の2番の「人権・平和・男女共同参画」のところの、その2番目の「男女共同参画の推進」とこいうのが102ページあたりですかね。ほんとうに男女共同参画とこいう言葉を使って書いてあるとこいうのは。

【中澤副会長】 もちろん他のところも男女平等参画の観点からとこいう。

【佐藤会長】 言葉は入ってはいるけれど。あと重点プロジェクトの中の5番の共生社会推進プロジェクトの中の男女共同参画の推進とこいうところもありますね。それは38ページですね。この原案の文章は事務局とこいうか、男女共同参画室が出して、検討委員会に出しているとこいう。そうじゃないの。

【阿部課長補佐】 庁内の職員で構成する策定研究会とこいうものがあって、そこが提案したものを審議会にかけて、それを専門部会で確認して、研究会で検討してとこいうようなやりとりですね。

【佐藤会長】 最後の156ページに書いてある小金井市長期総合計画策定本部の体制の策定研究会で検討しているとこいうことですね。

【阿部課長補佐】 はい。ただ、第3次基本構想をベースにした形の案だったとこいうんですけれども、審議会等でいろいろご意見が出たのか、やりとりの中でかなり変更になったりして、こちらの意向とは少し違ったものになっているところもあって、基本は審議会での意見がベースになっていると思います。

【中澤副会長】 だからこちらで意見を出して、それだめとこいわれたら終わりという感じで。

【佐藤会長】 「整備を検討して」と提出して、「整備を実行します」に直ってきて。またもとに戻るとか、とこいうことですか。

【阿部課長補佐】 言葉の使い方も統一するというので、かなり修正された形にはなっています。

【佐藤会長】 推進しますと充実しますと検討しますの、この言葉のあいまいさ。

【加藤（春）委員】 検討しますはちょっとやめてほしいという。

【佐藤会長】 検討しますは一応考えておくよという。

【加藤（春）委員】 それは弱過ぎる。

【阿部課長補佐】 男女共同参画室でも実施という形で出したものが整備になり、推進という風が変わって行ってしまっ。

【中澤副会長】 推進という形で一歩進んでいるというだけですね、ここね。

【加藤（春）委員】 やっぱりちゃんと検討じゃなくて、やるんですよということを言っておかないと、全庁的な動きが出てこない。トップにちゃんと通じるような表現をとっておいて、先ほどのDVの見えるサインポストみたいなものをつくる意味でも、やっぱり幾ら何でも検討というところに表現を後退させるのはまずいと思います。

【阿部課長補佐】 それはパブリックコメントで意見を出していただければと思います。

【加藤（春）委員】 そうですね。だからこの検討のところを変えて。

【中澤副会長】 結局、ここから意見として、検討という弱いのではなくてね。

【井上委員】 第3次の後期基本計画では、「設置」を検討なんですよね。センターの設置を検討しますって。それが「整備」を検討します。だからセンターという箱をつくるのが設置で、もしかしたら整備だと機能、そういう勘ぐりだってできる。設置にしたほうがいいのではないかと思います。

【中澤副会長】 整備ってそういう意味合いがありますか？

【阿部課長補佐】 あまりこだわってなかったんですけど、そう言われるとそうですね。

【井上委員】 ぜひ設置で。

【佐藤会長】 だから場所的、ハード的なものというニュアンスと機能的なもの、もちろん機能とハードとはセットなんだけれども、何かこういうご時世だから、ハード的なものが結構難しいと整備ということになるという気も。

【阿部課長補佐】 でも、男女共同参画室で考えているのは。

【佐藤会長】 ハードのほうですね。

【阿部課長補佐】 単独のセンターにならないにしても、いろいろな複合施設の中にセ

ンターとして入れたいという思いはあるので、その辺はあまりこだわっていなかったんですけど、外から見ると、そういうふうに思われるのかもしれないので、意見は出していただいてもいいかと思います。

【佐藤会長】 この25年度の推進というのは、北町センターのことがちらっと頭に入っているのかな。

【阿部課長補佐】 北町ではなくて、東小金井の婦人会館の売却に伴い、新しく施設を建てる予定というか、まだ具体的に何も決まっていないうんですけども、婦人会館がなくなるので、今までと同じ機能を持つ施設をつくらなくてはいけないので、その際、センターとして入れたいという思いがあり、時期として、その辺かなという。

【中澤副会長】 念頭にないと書かないですよ。

【佐藤会長】 婦人会館の閉鎖の時期というのはほとんど確定的に決まっているんですか。

【阿部課長補佐】 都の水道局が買収するというので、お話を聞いていますが…。あそこを撤退しなくてはいけないということで、その辺のきちんとした時期についてはまだ具体的なものはなくて、大体その辺だということです。

【佐藤会長】 それと東小金井北口の再開発とは直接的にはかかわりはないんですか。

【阿部課長補佐】 直接はかかわりはないと思いますけれど、それに合わせた形みたいな。ほんとはけやき保育園の建て替えとあわせた複合施設という案もあったようですが、保育園のスケジュールと合わないということで、そちらは別の施設になる可能性があります。

【佐藤会長】 そこに発達支援センターもという話があつて。

【阿部課長補佐】 その辺の具体的なことはわからないですけど。

【中澤副会長】 センターの設置は強く希望したい。はっきりもっと書いてほしい。意識づくりのところは少し強く出ているんですが、広報と講座・講演会の開催と書いてあるんですけど、何というんですかね。学習として、市民が力をつけていくみたいなことを、そういうことを推進するというような、特に男女共同参画というもの、ひところはエンパワーメントって随分片仮名で使われましたけれども、そういう言葉があってもいいのかなという印象を受けました。何か広報してお知らせすれば終わりですみたいな。

【佐藤会長】 ここに何かもう一つ、開催し、それをつけ加えるということですか。さっきの人材育成的な感じのとか。

【中澤副会長】　そうですね。公民館で学習して力つけて、いろいろな地域活動に参加していくというのがあったわけですが、それも支援するというのがあってもいいのかなと思いました。102ページの一番下の主な取組が2つあって、人権・平和と男女共同参画。その男女共同参画については幾つか柱立てがあって、その2つ目に「男女平等の意識づくり」とあるんです。102ページの下から4行目に、広報活動や講座・講演会などを開催しますと書いてあって、市民が力をつけていくのを支援しますというような、もう一歩踏み込んだものにしていただきたい。

【伊藤委員】　すみません、ほんとうに基本的なことを質問するのは申しわけないんですけども、「個性が輝く小金井男女平等プラン」と今回の第4次という兼ね合いというか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

【佐藤会長】　4次は市政全体を考えているプランで、その中に「のびゆくこどもプラン」とか、「個性が輝く男女平等プラン」とか、「生涯学習計画プラン」とか、「環境プラン」とかというのが別の行動計画があると。

【中澤委員】　この下にこれがある。ただ、つくる時期がずれているから。今まだこれは動いているけど、その前にこっちができて、この後に4次がまたできることになる。

【加藤（り）委員】　126ページの「のびゆくこどもプラン」の達成率がというような、「のびゆくこどもプラン」では達成率という言葉が使われているんですけども、行動計画の第3次のこちらのプランではそういった数字で、そういうことはしないものなんですか。

【中澤副会長】　達成率を何ではかるのでしょうかね。

【加藤（り）委員】　だからここがちょっと、どっちが変なのかわからないですけども、扱い方というか、位置づけとしてね。

【佐藤会長】　これって「のびゆくこどもプラン」に入っている施策のうち、全部はできなくても、80%は絶対やれよという意味の80%。

【宇都宮委員】　やれることが逆算して書いてあるじゃないですか、あれって。前、年に1回評価するやつを見ましたけど、ほとんどずっとただやっている施策をそもそもの施策として上げておいて、今まで自分たちと変わらない行動しても達成できるようにつくったたぐいのものじゃないですか。そういうつくり方でしたよね。もう二、三十年ぐらい前からずっとやっていることをただ繰り返しているだけなんだけど、継続継続で、やっています、やっていますとなっていたように見えたんですよ。例えばこういうのをパーセント



をとっている、結構形骸化した。

【佐藤会長】 だってできないようなことは入れたくないんです。

【宇都宮委員】 そうなんです。できないことは書いていないんです。なので基本100%ですよ、あれは。チャレンジングな目標を持って80だったらほんとうにいいことだと思うんですけど。

【佐藤会長】 できていないのは、センターができていないのと、そういうことですね。

【宇都宮委員】 そうですね。そこを言っているのかなと。

【加藤（春）委員】 ただ、珍しくも、これの説明資料というのがありますでしょう。インターネットで一番最初のところに。そのところで絵に書いて、ここにあるのがバーンと出て、数字が出ている。待機児童数ゼロにするとかね。それからこれを540人を240人にするとかバーンと出て、ああすばらしいなと思って。でもここを見ていくと、具体的にどこに何を建てるのか、そういうことは全然書いていないので、もうちょっと実施の段階につながることを入れられないかなと思います。

【中澤委副会長】 男女共同参画で数値目標を上げて、達成していただきたいものという指標になるようなものというのを、私はぱっと今思いつかなかったんですけど、あるならそれがあったほうが。

【加藤（春）委員】 そうですね。これに関しては、せっかく数値目標があって、男女共同参画上、非常に重要な数値目標なんだけど、それは数値が上がっただけで終わらない。さっき言われたみたいに達成できることを上げているというんじゃないんですよ、これはね。バーンと重要な目標を上げたわけですね。だけど、実行する道が書いていない。

【宇都宮委員】 そうです。だから実行するうちにだんだん形骸化してきたんじゃないですか。僕はほんとうに残念だったんですね。新しい取り組みに関してはポシャっちゃったりとかして、例えばインターネットで普及させるみたいな取り組みはなくなっちゃっていったんですね、たしか前の評価で、どの項目かは失念しちゃいましたけれども。ここをやってほしかったのに、こういうところが、何でこういうふうにやっちゃうんだろうなという思いがあって、最後、時間があるときでいいんですけど、僕はこの中にインターネットのことが全く書いていないのがすごい、広報活動の中にね。またこれを10年間で20部つくって終わりにするんですか。「かたらい」でしたっけ。また紙を10年ですと20回、5年の計画だったら10回つくって、これで啓蒙しました、広報しましたってまた終わらせるんですかというのはすごい、ちょっとそこにはかみつきたいなという気持ちはありま

す。

【森田委員】 すみません、時間が押してきたので、もう一つ、私の観点として、さっき伊藤さんが出してくださった問題提起の2番で、学童に入っていない小学生や中高生の居場所や学童、小学4年生以上の子どもの居場所なんですけど、実は横浜市は責任を持って市が設置している学童がないんですね。1つ危惧されるのは、今そっちの方向に行っているんですけど、小金井市は市の直営の学童保育がありまして、共働き家庭の3年生までのお子さんが安心して過ごせるんですけど、それをなくして、だれでも来れる、学年にかかわらず、働く働かないにかかわらず行けるところに置きかえようという動きがあるんですね。でもそうすると、例えば放課後子ども何とか事業というんですけども、出欠をとらないとか、おやつが出ないとか、例えばぐあいが悪くて家で寝ていたり、途中で事件に遭って来てなくてもチェックできないような居場所事業もあって、私は、ぜひ小金井市の学童保育事業は今のまま、民間委託の部分はありますが、責任を持って維持していただきたい。もし民間になるとしても、親子とも安心して過ごせる学童保育は維持していただきたい。

もちろん、親の就労の有無や学年にかかわらず行ける、子ども同士が触れ合っているいろいろな活動が楽しめる場所も必要なんですけど、それは多分、どちらも必要で、男女共同参画にとっては、やはり働いている親の家庭の子どもの安全や安心というのが重要なので、ただ、今見ましたら、127ページ、128ページに保育サービスの拡充というところで保育所や学童保育の質の維持や拡充について書いてありますけれども、当事者、経験した者として学童の方向性の変化が心配なものもありますので、皆さんにもその辺をお伝えしたく、横浜市のキッズクラブは出欠をとっているかというところは、私は存じ上げないんですけど。

【伊藤委員】 これは別みたいです。横浜の学童保育所は学童保育所であって、それ以外に「はまっ子クラブ」とかという、また別の組織というか。学童保育所とはまた別という。

【森田委員】 ただ、それは民間なんですけど、横浜市の場合は全部。法人で受けているけれども、民間なんです。それについては詳しいので。川崎とか都内でもそういう自治体が増えていまして、横浜市は最初からつくっていない。保育園も待機児童が非常に多いので、そういう意味では、はまっ子はいいいんですけども、ほかの種類保育はちょっと心配な点がある自治体なので、いい点、悪い点もあるし、小金井市では今まであるよいものが失われないように男女共同参画の立場からは思います。

以上です。

【井上委員】 第3次の後期計画で前は雇用の場における男女平等の実現といった独立した項があるんですね、(3)と(4)と同じように。ところが今回はワーク・ライフ・バランスが心身の健康支援の中に含まれている。前は雇用の場における男女平等の柱では、雇用機会と待遇を拡充するために育休や介護休暇の労働環境の整備を事業所へ働きかけるとか、就労形態の多様化に伴いというようなこととか、セクハラ防止とか、随分そういう意味では詳しく書いてあるんですね。ですから、ほんとうだったら5番目に「ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向け」というのを大きな柱にしてもらって、第3次の後期と同様なことを言ったほうがいいんじゃないかと思います。

それともう一つは、先ほど中澤さんが指摘してくれたところと重なるんですけども、以前は家庭・地域において固定的な性別役割分担意識を是正するための学習の場を提供しますと書いてあるんですけども、今回、固定的性別役割分担意識の問題というのがどこにも書いてない。ほんとうはこの固定的性別役割分担意識の是正という単語はどこかに盛り込むべきことではないか。単に男女平等の理念とかではなく。

あと、学習のところでも、前は公共施設や集会所等で実施する講座や学習の場に男女平等に視点を置いた事業展開を図るとともに、大学等との連携を深め、研修会等を開催しますということで具体的なものが入っていたんですよ、漠然としたものじゃなくて。やはり継続して入れてほしいと思います。

【中澤副会長】 ほんとうですね。まるめて入れて、具体的なことをカットしちゃったという印象なんですね。でも、ちょっとその部分がないと、つかみどころのない表現に、ぜひ復活させていただきたいというか、継続して位置づけにしたい。

【宇都宮委員】 この【新】と書いてあるもの、これは一番大きい計画なので、この【新】と書いてあるものは、この下にぶら下がる何か別の計画が入っている。これは基本計画。

【中澤副会長】 施策の体系で、男女共同参画の推進で4つ基本事業があって、その中の3番目に1つ【新】、審議会の話が入り、4番目のところにワーク・ライフ・バランスが1つ入ったという。だから基本事業のうちの1つの【新】です。

【佐藤会長】 この文言が3次に比べて新しく入ったよという意味ですよ。

【宇都宮委員】 じゃ、別にこれを具体的に何かするというところを書く欄、何か別の計画みたいなものはないと。これ、だって何をするかさっぱりわからないじゃないですか。

この中にはこれだけでいいですけど、この下に具体的に書くものというのは何もないんですか。

【加藤（春）委員】 他市でかかわっていた頃の経験なんですけれども、市役所の中での女性の管理職比率なんかが上がっていた時代があったと思うんですが、その辺は前には入っていなかったですか。

【阿部課長補佐】 管理職比率は比較的高いほうなので、入っていないと思います。成果指標のところで、案としては上げたんですけれども、結果として審議会への女性の参画率だけになっています。

【加藤（春）委員】 審議会だけが出てくるというのは変だと思うんです。やっぱり就労のところできちっと上がっていて、それで市で責任を持てるのは公務員の部分だと思います。公民館なんかで見ていると、男女共同参画の企画している中で、正規の女性職員は一人もいらっしゃいません。公民館で企画のほうに関わっている正規の女性職員は一人もいらっしゃらないんです。非常勤というか、そういう方で非常に優秀な方がいらっしゃる館もありますし、もちろん男性できちっとやってくれるということもあります。けれども、あまりにも女性の正規職員の講座企画への関わりが少ないという実態を見ますと、小金井が決して進んでいるというふうには思われないうです。ですから、市役所の中での男女比率というところをもうちょっと入れられないだろうか。目標のところで一番取りやすい数字じゃないかと思うんですが。

【佐藤会長】 そろそろ時間になってきたんですけれども、加藤さん。

【加藤（り）委員】 私は、例えば103ページのあたりの（4）の生涯を通じた男女の心身のとか、そういう言葉の中に、例えば文言として、男性にとっての男女共同参画とか、そういったちょっと男性に特化するような言葉がどこかに入ってもいいのではないかなと思いますけれども、あるいは子育ての部分でも父親の参加とか、それを促すような、具体的な言葉はちょっとわからないですけれども、そういった形を盛り込むような提言ができないでしょうか。

【中澤副会長】 ちょっとまとめます。ここで全会一致でどうこうということではないにしろ、審議会としてこういう要望を出しますというか、意見が出ましたということで、1つのパブリックコメントというか、出していただくものとしては、1つは、出た意見は、センター整備の検討ともう少し強く打ち出してほしい。設置を期待したいので、それを強く打ち出してほしい。学習に関して、もう少し市民の力をつけるという文言を入れてほし

い。それから第3次基本構想後期計画にある雇用の男女平等や固定的性別役割分担意識等を削られたものについて復活というか、重要なので継続してほしい。それから審議会の参画率の目標があるけれども、市役所の中の男女平等というところで、その部分も足してほしい。それから広報の方法についても、インターネットなどの新しい、そういう部分も入れていただきたい。それから男性にとっての男女共同参画ということであると、つまり、女性だけの問題じゃないというところをどこかで打ち出して、関連して子育てについても父親の子育て参加の部分について、どこかに盛り込んでほしいという。だから代案のような形ではないけれども、意見としてこういうのがあって、伊藤さんが出していた子育ての部分の部分を私どういうふうに言えるのかなと思ったんですけども、男女共同参画という、男女平等という観点でこれというふうに直接的に言いにくい感じがあるんですが、子育てに関しても、これ資料がありますので、こういう意見もあるということで。

【加藤（春）委員】 社会における男女共同参画を進めるためには、やはり安心した子ども施策が不可欠であるということできちっと関連づけがあるんだということを入れていただくべきだと思います。子ども施策は子ども施策というふうにならないように。

【中澤副会長】 男女共同参画の観点から子ども施策は重要であり、以下の文を。

【加藤（春）委員】 不可欠だと。

【中澤副会長】 はい。以下の点を提案されたということで、ここからというようなことで、私のメモですと、そういう意見が出たなと思ったんですけど。

【佐藤会長】 それをまとめて、審議会として出したほうがいいですかね。

【中澤副会長】 審議会の意見として男女共同参画にかかわるところなので子育てだから関係ないではなくて、男女共同参画から見て不可欠であるので、ここについても意見を申し述べたいということで。それが必ず取り入れるべきだとかそういうことではないんだけれども、一個人というよりは、やっぱり審議会として。

【加藤（春）委員】 審議会としてというか、審議会委員として、それでもしご賛同いただける方の名前を連ねて出したほうがいいのではないかと思います。

【阿部課長補佐】 審議会委員として出していただいた方がよいと思います。審議会という事務局も含めてというふうな形になりますので。

【佐藤会長】 そうすると、具体的には、今、中澤委員が言われたようなことを文書でつくって、それをある程度、もう1回やることはできないと思うので、メール上で流して、これでよければとか、そこに対する訂正案を出してもらって、それをまとめて今月末まで

に何とか出すと。方向性としてそうなりますね。

【中澤副会長】 基本は出た意見の羅列でいいと思うんですけど、この中で議論した点で。あまり申し入れ書みたいなのという方法じゃなくて。

【佐藤会長】 ただ、書き方としては、ファックスとかメールで送るような形になると思います。この形式で、メールだったら、ただご意見と書いてあるだけなので、そういうふうに意見を書いて、男女共同参画審議会の意見ですと。ただ、やっぱり勝手に出すよりは、ある程度メールで確認していただいて、それで賛同の場合には名前を入れていただくという形のほうがいいですかね。よろしいでしょうか。

じゃ、そんな形で一応つくってまとめて、すごい雑駁な意見ですけど、一応つくってみて流すということですね。そんな形でよろしいでしょうかね、パブリックコメントに関しては。後でチェックしていただいて、そういう形でいきたいと思います。

それで次回の具体的な審議項目に関しては、ちょっと話がいかなかったんですけども、いずれも議論が延びてしまうので、今回はこれを早目に終わって、父親の参加ということも議論するという次第にはなっていたんですけども、そっちが全然できなかったのも、それは持ち越しということで次回検討する形でよろしいでしょうか。で、関口委員、アピールがあったら、それを今、「こども子育てカーニバル」はちょっと終わってしまうもので、それだけ先にアピールしていただいて。

【関口委員】 この前も一度お話しさせていただいたんですが、6月6日に学芸大学での芸術館で「小金井こども子育てカーニバル」というのを行います。一応たくさん持ってきたので、もしお知り合いの方に配りたいという方がいらっしゃればお渡ししますので、内容を読んでいただくか、ブログが結構いろいろと更新しています。講演情報だとか、皆さんの知りたい情報だとか、お子さんを連れていけるレストランはこういうところがありますよみたいなものをいろいろと盛り込んで、なるべくトップのほうに検索すぐ来るようにブログなどをやっていますので、ブログも皆さん見て、コメントをつけてください。お願いします。

うちのほうで昨年度は飲食が少なくて困った部分があるんですけども、ことしは少し飲食を増やしていますので、あと近くにセブンイレブンがあるんですが、そこにもイベントがありますよということだけはお話ししておきます。ちょっとこちらのほうは責任がとれないので、大分増やしてくださいとか、そういうことはあまり言えないので。

【佐藤会長】 言っているですよ。こういうイベントがあったら、この日は増えると。

【関口委員】 多分出ると思いますよという。

【佐藤会長】 去年全然売り切れて何も買えなかった。

【関口委員】 6月6日は保健センターのほうもまた何かイベントがあるみたいなので、それもあわせてお話ししておきます。去年と同様、もしくはそれ以上の期待していますので、皆さん動員のほうをご協力いただければ。

【中澤副会長】 3部あったら私いただいています。

【関口委員】 まだいっぱいありますので。ありがとうございます。

【森田委員】 時間が過ぎてしまったので、1つだけ。次の審議会がひょっとして9月になるのかなという気もするので、国立女性教育会館で毎年8月の最後の金土日にジェンダーを考えるフォーラム、交流会があるんですけども、特に初めて委員になられた方とか、皆さんどなたでもいいんですが、もし行く方がいたら一緒に行きませんかというお誘いなんですけれども、ただ、今ワークショップを募集をしているので、どういう内容になるかは6月末か7月にならないとわからないと思いますので、またメールなどを通じて、例えば参加した場合に、国内研修事業の参加、あれが使えますよね。

【阿部課長補佐】 使えます。参加費と旅費の補助があります。

【森田委員】 そうですか。そういういいシステムがありますので。補助が出るそうなんです。埼玉県の嵐山なので、ちょっと1時間半ぐらいかかるんですけども、いろいろおもしろい催しがありますので、また詳細はお知らせします。

以上です。

【井上委員】 父子手帳ですけども、今から見ていただいてもいいですし、次回の審議会まで参画室にお貸ししますので、もし時間があったら、参画室に見に来ていただいてもいいです。

【佐藤会長】 今回は特に子育て向けの父親参加のことを検討したいと思いますので、とりあえずその議題で、そこから先は話が流れた順ぐらいでよろしいでしょうかね。

そういうことで、きょうの審議会を終わらせていただきたいと思います。

— 了 —

# 小金井市配偶者暴力対策基本計画（案）



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

平成22年4月  
小金井市



# 目 次

## I 計画の策定にあたって

---

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ及び性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の進行管理	1

## II 配偶者暴力をめぐる現状

---

1	国・東京都の取り組み状況	2
2	小金井市の現状	5

## III 配偶者暴力防止のための具体的な施策

---

1	暴力の未然防止と早期発見	7
2	相談体制の整備	7
3	安全な保護のための体制整備	8
4	被害者の自立支援	8
5	関係機関との連携	9
6	施策の体系	10

## IV 計画の推進

---

1	人材育成	11
2	推進体制	11
3	調査研究	11

## V 参考資料

---

- ・配偶者からの暴力の相談体制フロー図
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）
- ・東京都配偶者暴力対策基本計画（概要）
- ・配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱
- ・ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者等に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱
- ・小金井市男女平等基本条例

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画の目的

配偶者からの暴力は、配偶者（事実婚等も含む）という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから潜在化しやすく、周囲が気づかないうちにエスカレートしてその被害が深刻化しやすい特性があります。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）が制定されました。平成16年6月には、暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充などの改正が行われ、さらに平成19年7月の改正により、保護命令制度の拡充の他、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画を策定することや配偶者暴力相談支援センター機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされました。

本市においても、配偶者からの暴力の防止や被害者支援の取り組みをさらに進めるため、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ及び性格

この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づき、国の定める「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ東京都配偶者暴力対策基本計画を勘案して、小金井市における配偶者からの暴力の防止や被害者支援のための施策の実現に関する基本的な計画として策定するものです。

また、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」のなかの課題Ⅰ「人権尊重と男女平等の意識づくり」の施策「人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」に対応しています。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間とします。

ただし、計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合、必要に応じ見直しを行います。

### 4 計画の進行管理

基本目標における具体的な施策については、関係各課及び小金井市男女平等推進審議会等で検証します。

## Ⅱ 配偶者からの暴力をめぐる現状

### 1 国・東京都の取り組み状況

#### ● 配偶者暴力相談支援センター

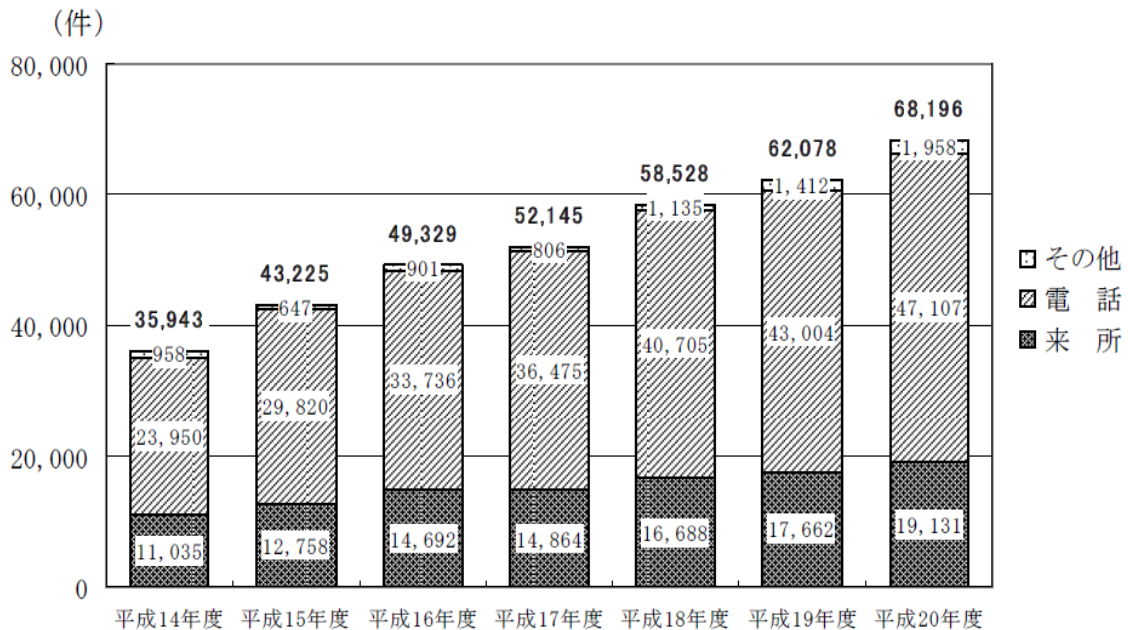
配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設は全国に186箇所あります。(平成21年8月現在)

#### ● 配偶者からの暴力に関する相談件数

##### (1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(内閣府調査による)

全国の配偶者暴力に関する相談件数は、年々増加しています。相談者は圧倒的に女性となっています。

	総数	女性	割合	男性	割合
平成14年度	35,943件	35,797件	(99.6%)	146件	(0.4%)
平成15年度	43,225件	43,054件	(99.6%)	171件	(0.4%)
平成16年度	49,329件	49,107件	(99.5%)	222件	(0.5%)
平成17年度	52,145件	51,770件	(99.3%)	375件	(0.7%)
平成18年度	58,528件	58,020件	(99.1%)	508件	(0.9%)
平成19年度	62,078件	61,636件	(99.3%)	442件	(0.7%)
平成20年度	68,196件	67,660件	(99.2%)	536件	(0.8%)



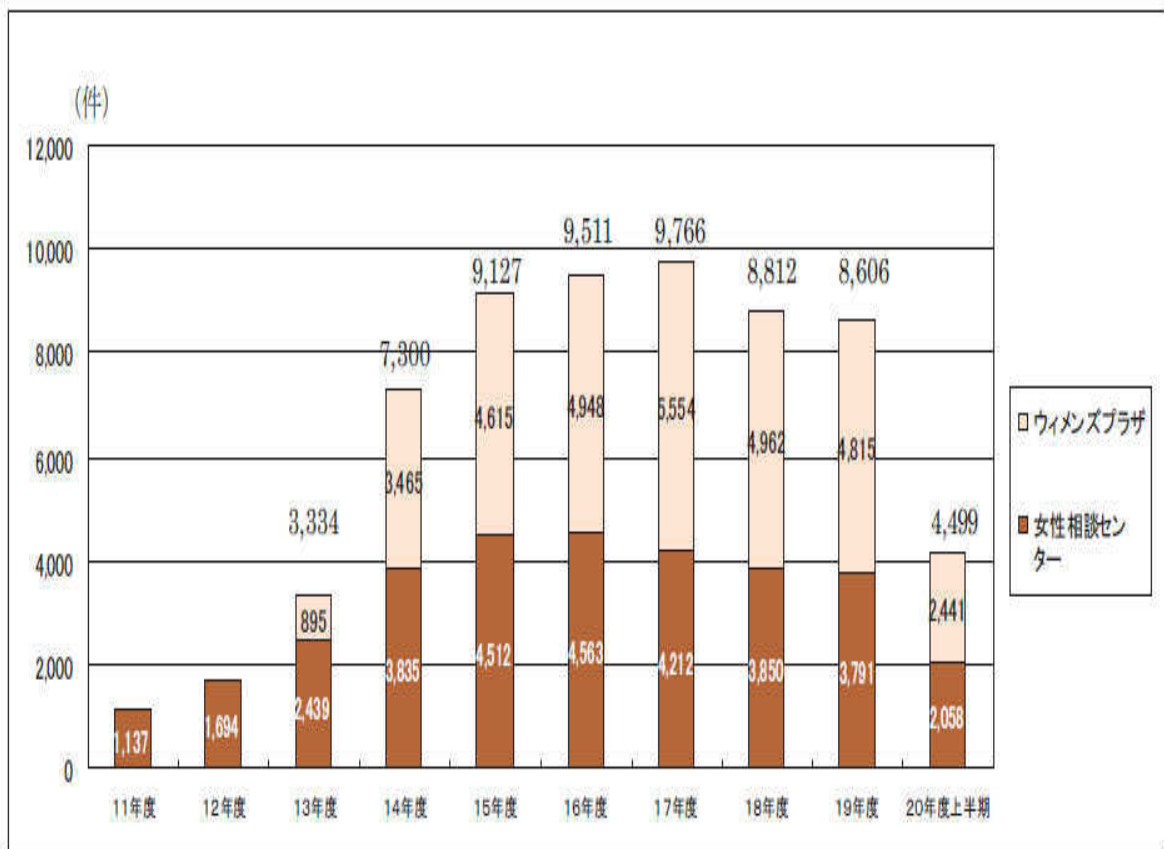
(2) 警察における対応件数（警察庁の調査による）

警察における対応件数は、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数で、平成19年度、平成20年度は2万件を超えています。

平成14年度	14,140件
平成15年度	12,568件
平成16年度	14,410件
平成17年度	16,888件
平成18年度	18,236件
平成19年度	20,992件
平成20年度	25,210件

(3) 東京都配偶者暴力支援センターにおける相談件数（東京都調査による）

都の配偶者暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談センターが開設された平成14年度には、前年度の2.2倍増となり、その後増加傾向にあります。



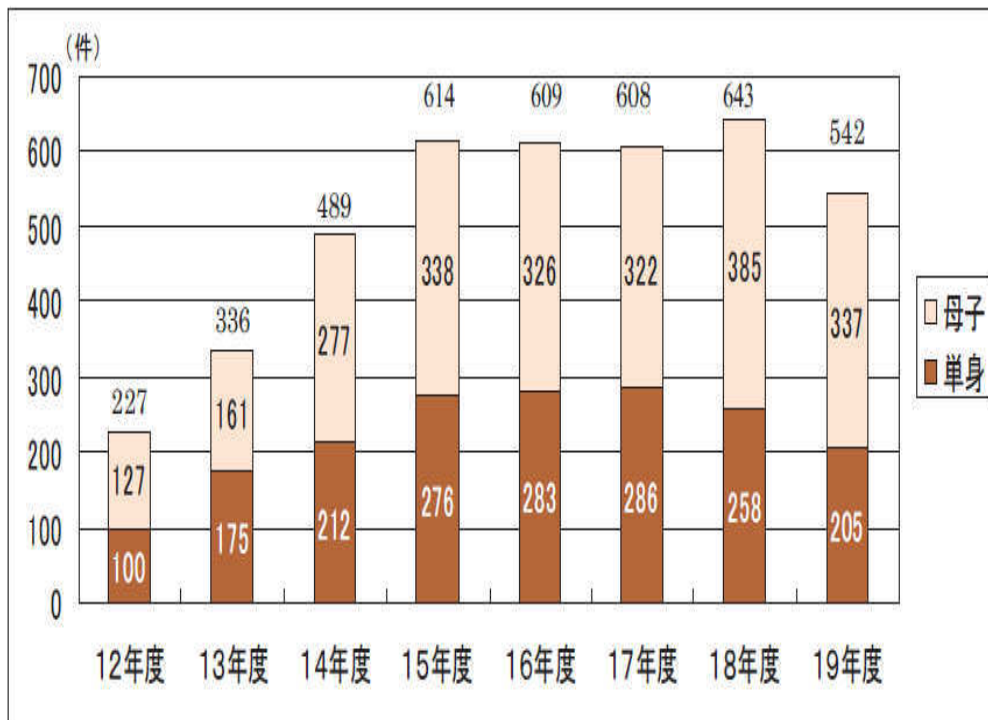
● 婦人相談所における一時保護された女性の人数

厚生労働省の調査によると、婦人相談所に一時保護された女性の約7割が夫等の暴力を理由とする者になっています。

	要保護女子（同伴家族）	うち夫等の暴力を理由とする者
平成13年度	4,823人(3,085人)	2,680人(55.5%)
平成14年度	6,261人(4,642人)	3,974人(63.5%)
平成15年度	6,447人(5,029人)	4,296人(66.6%)
平成16年度	6,541人(5,518人)	4,535人(69.3%)
平成17年度	6,449人(5,285人)	4,438人(68.8%)
平成18年度	6,359人(5,478人)	4,565人(71.8%)
平成19年度	6,478人(5,529人)	4,549人(70.2%)

(厚生労働省調査)

また、東京都が実施した一時保護件数は、平成15年度から600件を超えており、平成19年度は542件となっています。配偶者暴力防止法施行以降、母子がやや高い割合となっています。

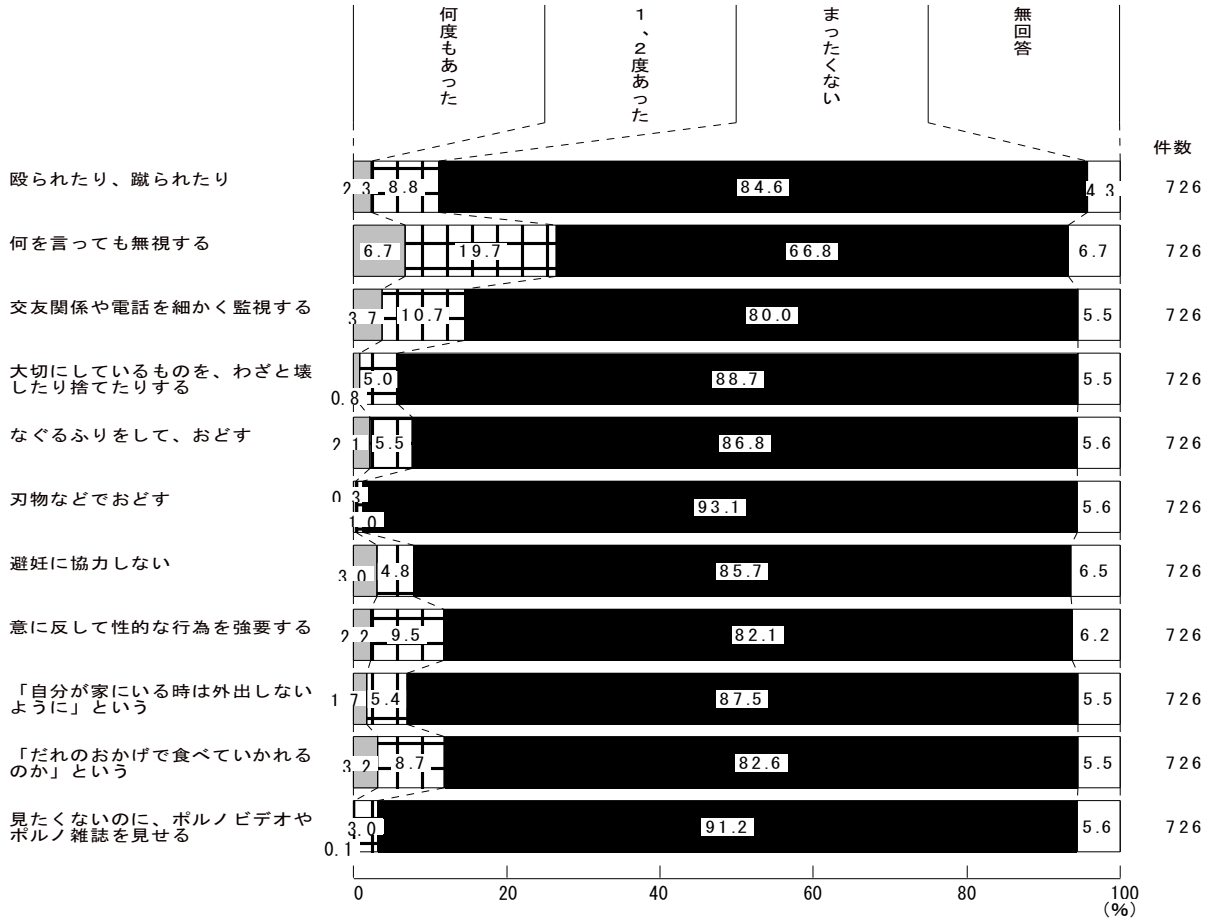


(東京都調査)

## 2 小金井市の現状

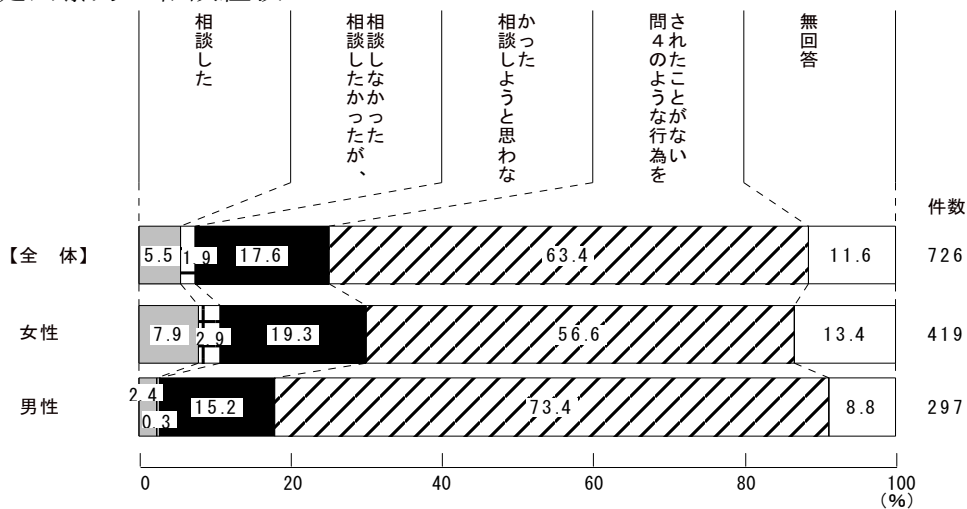
市では平成19年9月に「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施しました。

### ● パートナーからの家庭内暴力を受けた経験



パートナーからの家庭内暴力を受けた経験をたずねたところ、「何度もあった」「1、2度あった」を含めると25%を超える項目があります。

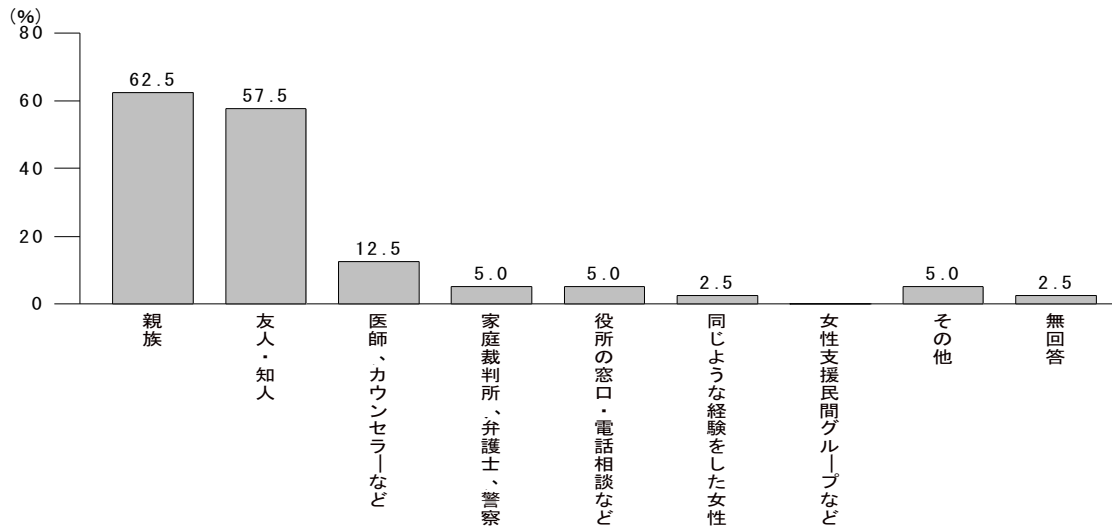
### ● 家庭内暴力の相談経験



暴力を受けた際の相談の有無をたずねたところ、「相談したかったが相談しなかった」「相談しようと思わなかった」と回答した人が「相談した」と答えた人を大きく上回っています。

● 家庭内暴力の相談相手

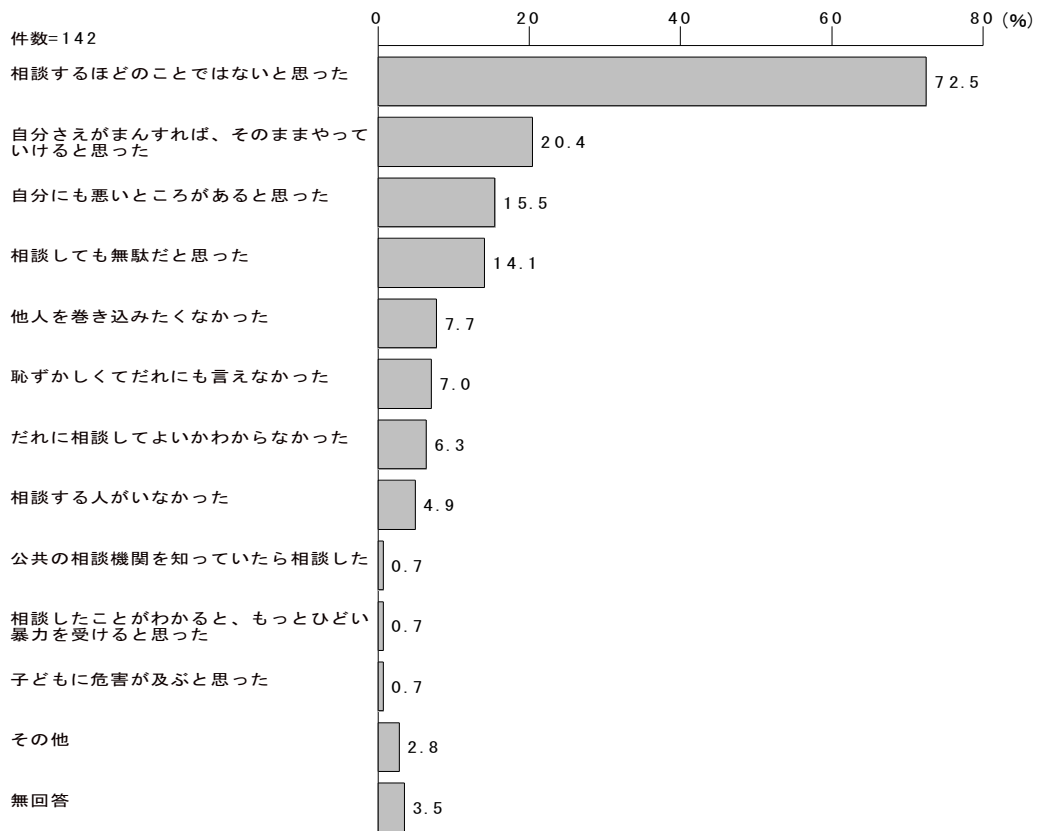
件数=40



暴力を受けたことを「相談した」人に相談相手をたずねたところ、「親族」が最も多く、次いで「友人・知人」が多くなっています。

● 相談しなかった理由

件数=142



暴力を受けた経験のある人で相談しなかった人にその理由をたずねたところ、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く、次いで「自分さえがまんすれば、このままやっていけると思った」「自分にも悪いところがあると思った」「相談しても無駄だと思った」の順で、まだまだ暴力が犯罪であるという認識が低い実態があります。

### Ⅲ 配偶者からの暴力を防止するための具体的な施策

#### 1 暴力の未然防止と早期発見

配偶者からの暴力をはじめ、あらゆる暴力を未然に防止するためには、暴力は犯罪となる行為をも含む人権侵害であるという認識が必要であり、そのための意識啓発を行う必要があります。

このため、広報や啓発活動に加え、幼少期から命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行う必要があります、学校における人権尊重の意識を高める教育の推進、若い世代への啓発・教育が必要となってきます。

また、暴力の被害による治療や心のケアを行なう医療機関、子どもを通じて関わりを持つ保育所や幼稚園、学校、地域を見守る民生委員などが、配偶者暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を強化していくことが必要です。

#### 重点施策 1 広報及び啓発活動

##### 【具体的な施策】

- (1) 市報・ホームページ等による市民への情報提供及び広報
- (2) 啓発用パンフレット・DVカードの作成・配付
- (3) 関係機関による研修会・講演会等への参加
- (4) 医療機関・関係機関への情報提供、通報義務の周知

#### 重点施策 2 学校における人権教育の推進

##### 【具体的な施策】

- (1) 学校での人権教育の推進
- (2) 若年層に対する予防啓発教育

#### 2 相談体制の整備

配偶者からの暴力は、家庭という外部からはわかりにくい場所で起きるため、個人的な問題として見過ごされがちです。被害者の多くは、誰にも相談できずに複雑化・深刻化するケースも増えています。

被害者が、早期に相談窓口を利用し、相談の機会を失うことのないよう相談窓口・支援機関等の周知を図ります。

また、支援のためのさまざまな情報提供に努めていきます。



## 重点施策1 相談事業の周知

### 【具体的な施策】

- (1) 相談窓口の情報提供・DVカードの作成
- (2) 市以外の相談機関等の情報提供
- (3) 相談事業パンフレットの作成・配付

## 重点施策2 相談体制づくり

### 【具体的な施策】

- (1) 相談機関相互の連絡体制の確立及び他機関との連携
- (2) 関係機関との情報共有
- (3) 相談スキルの向上

## 3 安全な保護のための体制整備

配偶者からの暴力は身体や生命に危険が及ぶ場合があり、被害者が保護を求めた場合は、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。

被害者のほとんどに子どもがおり、その子どももまた暴力を受けているケースが多いのが実態です。直接暴力を受けていなくても、子どもの目の前で配偶者からの暴力が行なわれれば、それは児童虐待にあたります。被害者を安全に保護することはその子どもの安全も確保することにつながります。

緊急時の一時保護だけでなく、被害者が加害者からの追及から逃れ、通常の社会生活が確保されるよう、関係機関と連携し、その安全の確保に努める必要があります。

## 重点施策1 被害者の安全確保

### 【具体的な施策】

- (1) 東京都配偶者暴力センター・警察・その他関係機関との連携による安全確保
- (2) 庁内関係部署との連携
- (3) 被害者の安全を守る体制

## 重点施策2 被害者情報の保護

### 【具体的な施策】

- (1) 加害者からの追及に対する支援
- (2) 被害者情報の適正な取扱い

## 4 被害者の自立支援

被害者が加害者から逃れる際抱える不安の中で、「経済的なこと」が最も多いとされています。被害者が生活を再建し、自立できるまでには、就労や住宅の確保、子どもの教育等さまざまな問題があり、各関係機関が連携を図り、被害者に対して相談から自立まで総合的に支援する必要があります。

また、被害者は心身ともに被害を受けているため、その回復には相当の時間を要することもあり、日常的な支援、切れ目のない支援が求められています。

## 重点施策1 被害者に対する支援

### 【具体的な施策】

- (1) 就労支援
- (2) 就学・保育等支援
- (3) 安全な生活支援（住所等の情報保護）
- (4) 医療保険・年金にかかる支援

## 重点施策2 自立のための情報提供

### 【具体的な施策】

- (1) 自立のためのさまざまな情報提供
- (2) 都営住宅等住宅確保の情報提供

## 重点施策3 自立のための体制づくり

### 【具体的な施策】

- (1) 関係機関との連絡調整及び継続的な支援
- (2) 関係機関に対する意識啓発

## 5 関係機関との連携

被害者の保護及び支援のためには、関係機関が相互に連携していく必要があります。市では「配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱」を制定し、関係機関と連携して被害者の支援に取り組んでいます。

## 重点施策1 庁内関係部署との連携

### 【具体的な施策】

- (1) 被害者保護のための住所・居所に係る証明書の交付等における支援
- (2) 庁内関係機関との情報の共有及び連携

## 重点施策2 その他の関係機関との連携

### 【具体的な施策】

- (1) 警察等他の機関との連携と支援体制の確立

# 施策の体系

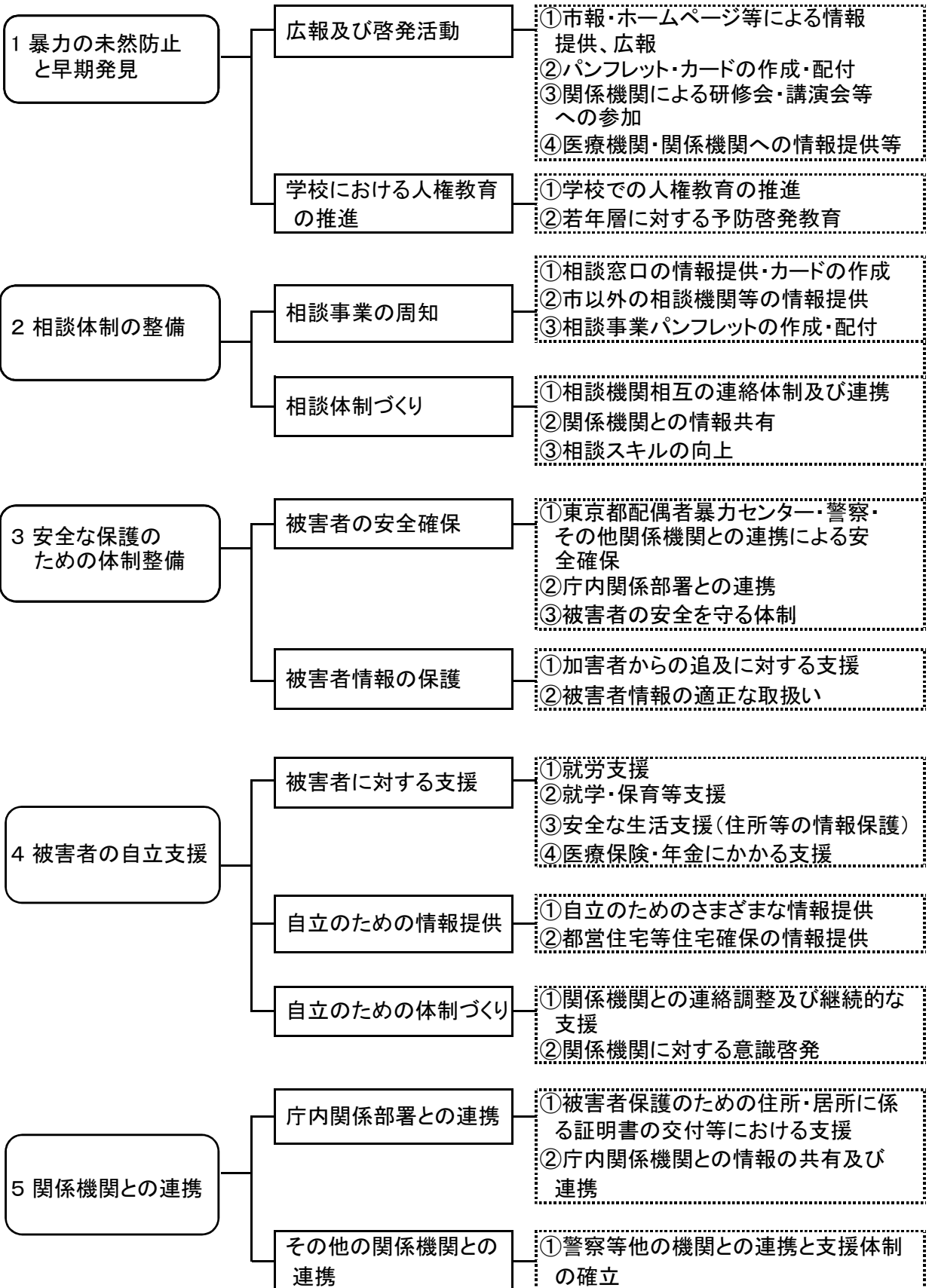
基本理念

基本目標

重点施策

具体的な施策

人権を侵害するあらゆる暴力の根絶



## IV 計画の推進

### 1 人材育成

配偶者暴力の被害者は、暴力により心身にダメージを受けており、支援を行う関係者は正しい理解と配慮が必要です。

被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した支援を行うための総合的な知識を身につけるため研修等を実施し、幅広い人材を育成することが必要です。

### 2 推進体制

暴力のない社会をめざし、被害者支援のための施策を円滑に実施するため、関係機関と連携を図りながら計画を推進していきます。

### 3 調査研究

配偶者からの暴力の実態や現状等の把握に努め、ホームページや広報等を活用した啓発活動を行なっていきます。

# 配偶者からの暴力の相談の流れ

●相談したい

<配偶者暴力相談支援センター>

●東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455

(年末年始を除く毎日

9:00~21:00)

●東京都女性相談センター

03-5261-3110

(祝日・年末年始を除く月~金

9:00~20:00)

●東京都女性相談センター多摩支所

042-522-4232

(祝日・年末年始を除く月~金

9:00~16:00)

<小金井市役所男女共同参画室>

042-387-9853

(祝日・年末年始を除く月~金

8:30~17:00)

<夜間・緊急時>

●警察110番

●東京都女性相談センター

03-5261-3911

●配偶者から  
逃げたい

●配偶者を  
引き離したい

●保護命令の申し立て

<地方裁判所>

保護命令発令

接近禁止令・退去命令など